

フィリピン農村における制度的変化

——ラグナ州一米作農村の事例分析——

菊池眞夫

一 序

(一) 調査の課題

(二) 調査村の選定と調査の方法

二 調査村落の概要

(一) 村の位置と自然

(二) 人口圧力の増大

(三) 村の農業

三 農地保有制度的変化

(一) 土地所有

(二) 経営耕地規模別分布

(三) 小作形態

(四) 農地保有制度の重層化——
農地保有制度重層化の要因

(五) 耕地の移動

四 農村労働雇用制度的変化

(一) 村の労働雇用制度

(二) ガマ制度の普及——
ガマ制度普及の要因

五 結 語

一 序

一九七六年一二月から翌年一月にかけてフィリピン、ラグナ州の一農村を調査する機会を得た。以下その主要な調査結果を報告する。⁽¹⁾

フィリピン農村における制度的変化

(一) 調査の課題

他の開発途上国と同様フィリピンにおいても戦後の人口増加率は年平均三%と極めて高い。非農業雇用機会の狭隘性は増加した人口の多くを農村に滞留させ、農村で雇用することを余儀なくさせている。一方フィリピンにおける耕地面積の増加率は一九六〇年代以降鈍化してきており、耕境が消滅しつつあることを示している。⁽²⁾限られた土地面積の上での人口増加はそのまま土地に対する人口圧力の高まりとなり、農村における耕地獲得競争の激化、農業労働者層増大への圧力として作用せざるを得ない。

耕地に対する人口圧力の増大は他方で灌漑開発、土地節約的技術進歩を誘発する。フィリピンにおいても、一九五〇年代後半から灌漑投資が進み、土地生産性の改善が始動し、その動きが一九六〇年代後半以降の、水稻改良品種導入を基軸としたいわゆる種子・肥料技術の普及へつながっている。⁽³⁾

急激な人口圧力の増大は、灌漑改善、新技術導入等の大きな変化と共に、フィリピンの農業を、それ以前の伝統的Ⅱ低位均衡静態的な農業から、激しい動態的な変動過程へと投げ入れ、大きく変容させてきている。それは単なる農業生産上の技術的变化にとどまらず、伝統的農業を支えてきた農村諸制度にも大きな影響を与え、その変化を促さずにはおかない。農村におけるかかる制度的変化の実態とそのメカニズムに対する理解なしには、農村の福祉向上を目指した種々の農業政策、農村開発計画等も真に有効適切なものとは成り得ないであろう。

しかし、現実の農村でいかなる変化が進行しつつあるかを正確に把握するための調査が十分行われているとはいえない。⁽⁴⁾本調査の主要な課題は、大きな変動を経験しつつあるフィリピンの一農村を取り上げ、そこで進行しつつある制度的変化の実態を、農村における二つの重要な制度である農地保有制度と労働雇用制度について、詳細に観

察することにある。

もとより制度的変化の態様は個々の村落の歴史的社会的構造における差異、自然的環境の差異等を反映して極めて多様であり得る。その多様な可能性を明らかにするためには、今回の調査も含めて数多くの事例研究を積み重ねなければならぬことは言うまでもない。

この報告では、今後一層研究を深めあるいは広げていく上で基本的に必要な情報を提示するという意味も含めて、多少冗長にはなるが、出来るだけ詳細に調査村における制度的変化の実態を明らかにし、あわせてそれらの変化を誘発する経済的な要因に関する若干の分析を行いたい。

注(1) この調査は国際稲研究所(International Rice Research Institute, Los Baños, Philippines)と日本国際開発センターの共同プロジェクトとして行われ、筆者は国際稲研究所の側から調査に参加した。調査結果の一部は既に謄写印刷の英文論文として報告されている(Kikuchi *et al.* [27]、Kikuchi and Hayami [28])。ここにかかる形で報告する機会を与えて頂いたことに対して、プロジェクト・リーダーである都立大学速水佑次郎教授、ならびに関係両機関に、深く感謝する。調査を実際に担当してくれた Luisa Malingalig 嬢と Nelly Fortuna 夫人、および本論文の原稿に詳しく目を通して多くの貴重なコメントを頂いた石黒重明氏をはじめとする本所研究員の方々に謝意を表したい。

(2) 例えば Hayami *et al.* [23]。

(3) Hayami *et al.* [23]。

(4) フィリピン農村の社会構造については、従来日本の研究者を含めて多くの研究者が貴重な調査の積み重ねを通じて明らかにしてきている。たとえば Rivera and McMillan [3]、Anderson [14]、高橋 [4]、梅原 [9]、梅原 [10]、高橋 [5]、梅原 [12]、Bautista [16]、高橋 [6]、Ledesma [30] 等。しかしこれらは、最後の三つを除いては、主として種子・肥料技術の発展・普及以前の伝統的農業・農村に関するものであり、最近の変化についての調査は必ずしも十分とは言えない。

(二) 調査村の選定と調査の方法

右記の課題について調査を実施するためラグナ州内の一水稻作農村を調査対象村として選定した。この村はラグナ州の灌漑可能な二期作水田地帯の農村として典型的なものであるだけでなく、今回の調査時点からちょうど一〇年前に梅原弘光氏により詳細な調査が実施され、その時点での農業、村落構造等について貴重な情報が得られる村である。⁽⁵⁾さらに一九七四年にも国際稲研究所による悉皆調査がこの村で実施されている。⁽⁶⁾これらの調査は村の農業や制度における変化を歴史的に跡づける上で貴重な情報を提供してくれる。

主たる調査は一九七六年一月から翌年一月にかけて行われた。調査は前もって準備された質問表に基づき、村の全世帯への面接調査として実施された。⁽⁷⁾調査に当たって一九七六年時点での事実を明らかにすることに重点を置いたのは当然であるが、歴史的な変化に関するデータを出来る限り豊富にするため、六六年、五六年時点の事実についても可能な限り聞き取りを行った。⁽⁸⁾さらに一九七七年雨期作中にも補足的なデータ収集が行われた。

注(5) 梅原〔9〕。梅原氏には、論文を通してだけでなく、直接数多くの御教示を得た。記して感謝の意を表したい。

(6) Hayami *et al.*〔22〕。速水教授によるこの悉皆調査は、この村の標本世帯に対してその後一年以上にわたって行われた記帳式経済調査の準備段階として実施された。ここで面白いことは、教授がこの地域の多くの調査対象候補村の中からこの村を最も典型的な小農的稲作農村として選択した時、梅原氏により過去に調査が行われた村だと気付いていなかった、という事実である。即ちこの村は過去に二人の研究者から独立に、調査対象村落として適している、という評価を得たことになる。

(7) 面接調査は二人の調査助手によって実施された。また調査期間中は村長の家に宿泊させてもらい、面接調査の質問事項以外の基礎的情報の聞き取り・観察に当たった。

(8) 一〇年ないし二〇年以前の事柄について正確な聞き取りを行うことは極めて困難であると考えられよう。しかし農地保有形態、保有耕地面積等の情報に関しては、今回聴取した一九六六年のデータと梅原氏の調査によるデータとの整合性は

事前に予想したよりも高いものであった。

二 調査村落の概要

(一) 村の位置と自然

調査対象に選定された村はラグナ州内のラグナ湖南岸水田地帯にある。ラグナ州はマニラ南東に位置するフィリピン最大の湖ラグナ湖 (Laguna de Bay) の南岸から東岸にかけて広がる州 (province) で、州都サンタ・クルス (Santa Cruz) は首都圏から国道二一号線で約一〇〇キロ程隔たっている。調査対象村のある町 (municipality) はこの国道沿いにある。サンタ・クルス⇨マニラ間は頻繁なバス・サーヴィスで結ばれており、従ってこの町からサンタ・クルスあるいはマニラへの交通の便は良好である。しかしマニラまでの所要時間は約二時間で、その通勤圏外にある。首都圏の都市化の影響を強く受けはじめているラグナ湖西岸地域に比べ、この町のある南・東岸地域はまだ純然たる農村地帯となっている。

ラグナ州は地域的には南タガログ地域に属し、古くスペイン統治時代から開けていた地域であるが、中でもラグナ湖沿岸地帯は水の利用可能性が高いこと、湖の舟運によりマニラ地域と結ばれていたこと等により早くから水田開発が進み、この地域の穀倉地帯を形成してきた。現在もラグナ州を中心として南タガログ地域は中部ルソンに次ぐフィリピン第二の穀倉地帯であり、その中でも特にラグナ湖沿岸地帯は国内で最も生産性の高い稲作地帯を成している。⁽⁹⁾

気候的にはこの地域は南西貿易風の影響を受け、雨期と乾期が明瞭に区別される。二千ないし二千五百ミリに達

する年間降雨量の殆どは六月から一月に集中的に降り、この間が雨期、一月から五月までが乾期となる。⁽¹⁰⁾

調査対象村がある町はポブラシオン (poblacion) と呼ばれる市街部と二三のバリオ (barrio) から構成されている。バリオは町の下にあって行政機構の末端を成しているが、この町の場合ほぼ自然村に対応しており、従ってその人口規模は大小区々である。⁽¹¹⁾ 調査対象バリオはその中でほぼ中位の規模を持つ。村ははっきりした集村形態をとっており、村民の集落は広々とした水田地帯の中に島の様に点々と残されたコナツ林の中にある。⁽¹²⁾ 村の集落とポブラシオンは約一・五キロメートルの村道で結ばれており、村民はトライシクル⁽¹³⁾ を利用するか徒歩で町に出る。

村民の住居の多くは、フィリピンの農村で一般的に見られる、簡単な高床式ニッパ・ハウスであるが、床をコンクリートで固め、木材あるいはセメント・ブロックの壁にトタン屋根を付いた低床式の恒久的住居も十数戸散在する。前者は農業労働者あるいは貧しい農家の住居であり、後者は村の上層農家のそれである。村には一九七三年に電灯線が引かれたが、電気を利用している農家は一九七六年の調査時点で全一〇九戸中三二戸に過ぎない。恒久的住居は総て電灯線とむすばれており、またそれらの多くは高いテレビアンテナによっても他の村民の住居より目立つ存在となっている。⁽¹⁵⁾

村域内の総面積は約三五〇ヘクタールであり、そのうち約一〇ヘクタールがコナツ林あるいは住居地で残りは総て水田になっている。⁽¹⁶⁾ 即ち村内のほぼ全域が水田として開発されつくしており、耕地を外延的に拡大する余地は殆ど皆無と言ってよい。

村内の水田は国家灌漑局 (National Irrigation Administration) の灌漑システムによって通年通水がなされており、従って総ての水田で二期作が可能である。しかし村の水田は北側でラグナ湖に面しており、湖面と水田の標高

差が少ないため、中には、特に湖面が上昇する雨期に、冠水状態になり易いものがある。

注(9)

ラダナ州の水稲作を特徴づける生産性の高さを支える一つの要因は、地形的に水のコントロールが容易であるため古くから灌漑システムが開発されてきたことにある。他の重要な要因は、灌漑の普及と強い関連を持つが、いわゆる種子・肥料技術の普及が著しいことである。後者には同じ州内にフィリピンにおける農業研究の二大中心である国際稲研究所とフィリピン大学農学部(UPB)を持つという立地上の利点も作用しているかもしれない。

(10) 梅原(9)、一四七〜一四八頁。従って水稲乾期作には灌漑用水の利用が前提となる。

(11) フィリピンのバリオは概念的にはインドネシアのデサ(*desa*)、あるいは日本であれば戦前の村(部落)に該当すると考えてよいであろう。但し、バリオは法的には確かに行政機構の末端に位置づけられ、村長および村評議会が村政に当たることになっているが、その行政権限は殆ど無に等しく(梅原(9)、一八九〜一九一頁)、村役場あるいはそれに代わる村長のオフィスがあるわけでもない。またバリオはバランガイと呼ばれることもある。この報告ではバリオ、村、村落というタームを総て同じ対象を指すものとして用いる。

(12) 村民の住居は殆ど総てこのココナツ林の中に集まっているが、中に三戸だけ林からはずれて点在するものがある。

(13) 小さなバイクにサイドカーを付けた乗合タクシー。以前は自転車にサイドカーを付けたいわゆる輪タクであったが、この一〇年間で完全にバイクに置き換えられた。

(14) 壁は竹、屋根はニッパやしの葉でふいた家で、木材は最小限度しか用いられていない。

(15) 村民の主たる耐久消費財の所有状況は一九七四年で、テレビ一台、冷蔵庫八台、ラジオ六七台等である。テレビ・冷蔵庫の総ては上層農家によって所有されている(Hayami *et al.* (24) Table 2-13)。さらに一九七六年には、村で最大の経営規模の農家が大きなステレオのセットを買い、朝の四時頃から夜九時頃まで村中に響きわたるボリュームで音楽を楽しんでいる。

(16) ラダナ湖開発公社(Laguna Lake Development Authority)が一九七六年に航空測量に基づいて作成した土地区画地図による。この地図には村界がはっきり入れられ、地目ごと、土地区画ごとに面積が測量され、さらに地主・小作人の名簿が付されている。従来村と村との境界は必ずしもはっきりしたものではなかった(梅原(9)、一五九頁)。この地図上に村界が明瞭に入れられているからといって、それが村民によって明確に意識されている訳ではないし、また行政的にも

これに統一されているとは信じ難い。例えば、農地改革に関するこの地域の元締めであるサンタ・クルス農地改革地方事務所 (Regional Office of Agrarian Reform) の地主リストによれば、村内の水田面積は二〇〇ヘクタール足らずであり、かなりの調査洩れを考慮しても同じ村界内の事実とは考えられない。

因に、前者の地主・小作リストと後者のそれは、地主名、小作人名、面積の総てにわたって大きく食い違っており、さらに両者とも地主名、小作人名について (特に小作人名について) 今回の我々の調査で明らかになった実態と大きくかけ離れている。従って両リストとも調査に当たって全く参考にしなかった。ただ、土地区画地図の水田圃場の面積は正確度が高いので利用した。

(二) 人口圧力の増大

人口増加の動向

ラグナ湖南岸地域は古くから水田開発が進み、ラグナ州内の穀倉地帯を成してきたが、その中ではこの村は比較的歴史が新しいバリオであるといわれる。いつ頃、どのような経緯で村に人口が定着しはじめ、水田化が進んだかについて正確な情報は得られないのであるが、村民からの聞き取りによれば一九世紀末で村の構成世帯数は数戸ということであり、村の形成が前世紀後半を大きく遡ることはないであろう。村の形成以前あるいはそれ以後も、このバリオ一帯は近辺の農民がカラバオ (水牛) を飼養する放牧地として使われていたという。⁽¹⁷⁾ しかしこれらの土地は戦前の段階で、あるいは遅くとも一九五〇年代末までに殆ど水田化され、村内の耕地フロンティアはほぼ消滅したと考えられる。

今世紀に入ってから以降の人口の推移は第1表の通りである。一九〇三年には村の人口は九四人であり、一世帯当たりの家族人員を六・七人と考えれば世帯数は一五戸前後と推定され、先の村民の記憶とほぼ合致しているように思

第1表 人口の推移

(単位:人)

	村の人口	町全体の人口	資料出所	備考
1903年	94 (27)	6,040 (54)	センサス	
1960	349 (100)	11,156 ¹⁾ (100)	センサス	2月15日現在
1966	393 (113)		梅原調査 ²⁾	12月現在
1970	518 (148)	15,551 (139)	センサス	5月6日現在
1974	549 (157)		Hayami <i>et al.</i> 調査 ³⁾	12月現在
1975	571 (164)	18,356 (165)	センサス	5月1日現在
1976	644 (185)		今回調査	12月現在

注 1. () 内は1960年を100とする指数。

2. 1) 1903年から1960年にかけて町域の変更(一部分離独立)があった。それについて調整していない。
 2) 梅原 [9], 150頁。ただし、脱漏していると思われる3世帯10人について補正されている。
 3) Hayami *et al.* [22].

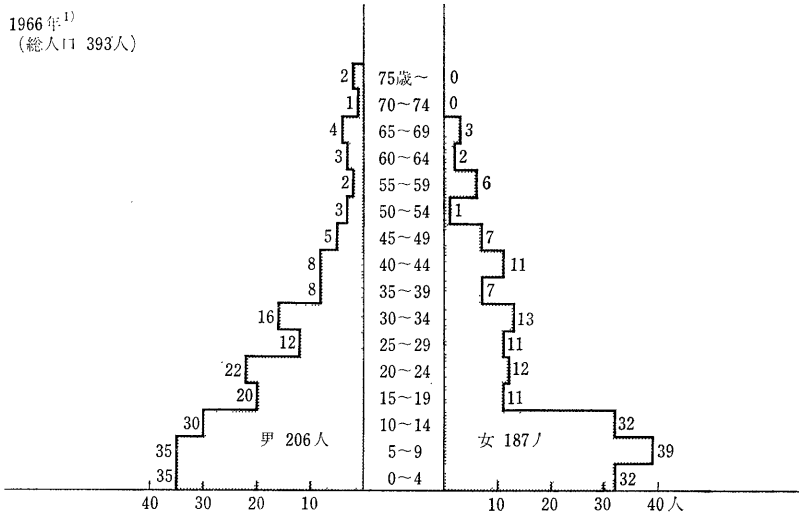
われる。それ以降一九六〇年までに人口は三四九人へと四倍近く、成長年率にして二・三%で増加したことになる。

一方町全体の人口はこの間二倍弱の増加となっている。しかしこの町は一九四九年に行政区画の変更を受け、その一部を他の町として分離独立させているので、一九六〇年の人口を一九〇三年のそれと直接比較することは人口増加を過小に評価することになる。試みにこの期間についてフィリピン全体の人口成長率を見ると年率二・三%であり、この村のそれと同じ水準にある。¹⁹⁾

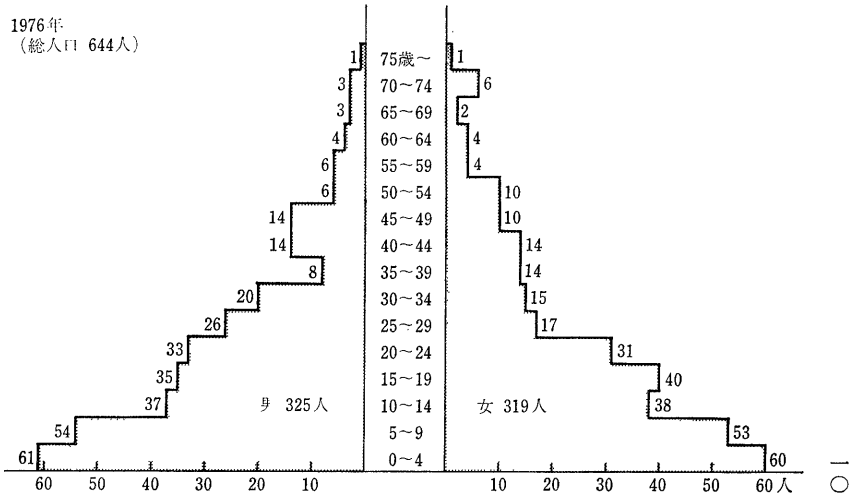
一九六〇年から七五年にかけては、村の人口は町全体のそれとほぼ同じ率で増加したが、その成長率三・四%はそれ以前の時期と比べて大幅に高く、また同期間のフィリピン全体の成長率三%と比べても若干高くなっている。特に一九六六年以降の一〇年間をとれば、村の人口増加率は五・一%と極めて高い。もし国全体の成長率がほぼ人口の自然増加率(出生率マイナス死亡率)と等しいとすれば、一九六〇年代後半から七〇年代にかけて、村の人口は自然増加率以上に社会的増加(人口の村への純流入)によっても増加したことになる。

第1図 村の人口ピラミッド

1966年¹⁾
(総人口 393人)



1976年
(総人口 644人)



注. 1) 梅原〔1〕, 153頁. ただし, 脱漏分 10 人について補正されている.

男女別、年齢階層別の人口が分かる一九六六年と七六年について人口ピラミッドを描いたものが第一図である。二つのピラミッドを比較してまず目につくことは一〇歳未満の子供の数がふえたことである。特に五歳未満層の人口はこの一〇年間でほぼ倍増し、ピラミッドの裾野が大きく広がった。これは極めて高い出生率と、今後の人口再生産への強い圧力の存在を示している。

しかしここで一層興味があることは一九六六年の人口分布と七六年の一〇歳以上層のそれとの比較である。この比較で変化が目立つのは、一九七六年の年齢階層で、男の場合二〇～二四歳、二五～二九歳、四五～四九歳の階層について、また女の場合二五～二九歳層から四五～四九歳層にかけて、分布がふくらんでいることである。いうまでもなく、もしこれらの年齢階層で一〇年間に死亡が無かったとすれば、この人口増加分は純社会増を示すことになる。従ってこの図から、男では二〇歳代の青年層および四〇歳代後半の壮年層、女では二五歳から五〇歳までの青壮年層を中心として、この村への人口流入が大きかったという推測を得る。

青壮年層の社会的増加の一つの結果は生産年齢人口（一五～六四歳）に対する非生産年齢人口（一五歳未満および六五歳以上）の比率、即ち従属人口比率の減少として現われている。一般に人口増加率が高いフィリピンではこの比率は高いと考えられるが、この村の場合、急激な一五歳未満層の増加にもかかわらず、一九六六年の一・二二から七六年の〇・九八へと、一を割って低下している。

世帯数の推移

急激な人口増加に伴い、それとほぼ比例して村内の世帯数も一九六六年の六六戸から七六年の一〇九戸へと急増

第2表 村の世帯数の推移

(単位: 戸)

	農 家	農業労働者	計
1966年 ¹⁾	46 (70)	20 (30)	66 (100)
1974年 ²⁾	55 (58)	40 (42)	95 (100)
1976年	55 ³⁾ (50)	54 (50)	109 (100)
1974年/1966年	1.20	2.00	1.44
1976年/1966年	1.20	2.70	1.65

注 1. ()内は全世帯を100とする構成比。

2. 1) 梅原[9]による。ただし、脱漏していると思われる3戸について補正してある。

2) Hayami *et al.* [22] による。

3) 1戸の不耕作農家を含む。

した(第2表)。世帯を農家と農業労働者に分けて見ると、農業労働者世帯の増加が農家世帯の増加に比して著しいことが注目される。特に一九七四年から七六年にかけては一四戸の増加世帯の総てが農業労働者世帯であり、農家世帯数は不変にとどまっている。結果として、農業労働者世帯が全世帯に占める比重は一九六六年の三割から七六年の五割へと急速に増大した。

第2表において農家世帯とは、自作・小作の別なく、また面積の大小に関係なく、何らかの形で耕作するべき耕地を保有しているもの、農業労働者世帯はそれ以外の土地なし労働者世帯として、定義されている。この村は純然たる農村であり、村内の世帯をかかると二分割法で分類して大過ない。農家世帯以外の世帯の内訳をもう少し詳しく見るため世帯主の主たる職業によって世帯を分類すると第3表のようになる。農業労働者以外にも一九六六年では工場労働者、ギター弾き、一九七六年ではあひる飼、漁師等を主な職業として挙げているものがあるが、これらもその副業として水稻作に雇用されているのが普通である。⁽²⁰⁾これは零細な農家で世帯主あるいは世帯員の一部が農業労働者として他の農家に雇用されることが多いのと同様である。具体的には、一九七六年中に農業雇用に全く従事しなかった

第3表 世帯主の年齢別主職業

(単位：戸)

	計	農 家 ²⁾	農業労働者	工場労働者	ギター弾き	治療師	無 職
1966年 ¹⁾							
20歳代	13	7	6	-	-	-	-
30 〃	23	17	4	1	1	-	-
40 〃	14	12	2	-	-	-	-
50 〃	5	3	1	-	-	1	-
60 〃	8	7	1	-	-	-	-
70 〃	3	-	-	-	-	-	3
計	66	46	14	1	1	1	3
	計	農 家 ²⁾	農業労働者	あひる飼い	漁 師	治療師	無 職
1976年							
10歳代	1	-	1	-	-	-	-
20 〃	28	7	18	2	1	-	-
30 〃	25	11	9	3	2	-	-
40 〃	28	17	11	-	-	-	-
50 〃	14	10	4	-	-	-	-
60 〃	8	5	2	-	-	1	-
70 〃	5	4	-	-	-	-	1
計	109	54	45	5	3	1	1

注. 1) 梅原[9]による。

2) 農家とは、何らかの形で水田を耕作している者である。

非農家世帯は四戸あるが、うち一戸は無職の世帯、二戸は世帯主が病気で農業雇用に出来なかったケース、他の一戸は一九七六年雨期作中にこの村に転入したばかりの世帯である。これら例外的なものを除いた他の非農家世帯では世帯主あるいは世帯員の誰かが農業労働者として雇用されている。従ってここでは農家世帯以外を一括して農業労働者世帯として扱うのが現実的であると考えられる。⁽²¹⁾

一九七六年現在村内には一〇九世帯が存在するが、これらの世帯は村内で両親から独立して世帯を形成したか、⁽²²⁾村外からの転入によって形成されたかのどちらかである。年代別にその動向を見たものが第4表である。一〇九戸中七割が村内で独立した世帯、三割が村外から転入し

第4表 転入・独立時期別、類型別世帯数

(単位：戸)

	独 立			転 入			計 (7)= (3)+(6)
	農 家 (1)	農業労働者 (2)	計 (3)	農 家 (4)	農業労働者 (5)	計 (6)	
～1939年	11 9	0 2	11	1 2	1 0	2	13
1940～49	6 5	2 3	8	1 4	4 1	5	13
1950～59	8 9	7 6	15	2 2	1 1	3	18
1960～69	14 10	8 12	22	5 5	2 2	7	29
1970～76	6 3	13 16	19	3 6	14 11	17	36
計	45 36	30 39	75	12 19	22 15	34	109

注. 上段の数字は独立時、あるいは転入時の世帯類型、下段は本調査時点の世帯類型による。

た世帯である。

村内で独立した世帯について見ると、年代を追って、絶対的にも相対的にも、農業労働者として独立する世帯の数が増加してきている。一九三九年以前に独立した一戸の古い世帯は総て農家世帯として形成されたのに対して、一九七〇年代に入つて独立した一九戸のうち一三戸までが農業労働者世帯として形成されている。フィリピンの相続制度は均分相続が基本であるといわれており、小作農の場合でも小作地が親から子へと引き継がれていくのが普通であるが、保有面積が小さく、子供の数が多い場合、その総てに耕地を分与することが困難となる。村内での人口増加に伴い、農地を持たないまま農業労働者として独立する者の数が時を追って増大してきている。

一方、村外から転入した世帯は一九六〇年代以降急増しており、特に七〇年代に全転入世帯の半数が集中している。転入世帯の特徴は、村内で独立した世帯に比較して、農業労働者世帯として形成される比率が高いことである。一九七〇年代に転入した一七戸中一四戸、その八割以上が農業労働者として転入し

第5表 1960年以降の転入世帯内訳

(単位：戸)

	転入世帯 計	転入世帯主の年齢・世帯類型 ¹⁾						転 入 事 由		
		20 歳 代		30 歳 代		40歳代以上		結婚	耕地の 獲 得	雇用機会 がある
		農家	農 業 労働者	農家	農 業 労働者	農家	農 業 労働者			
1961年	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1
1962	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-
1963	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-
1964	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-
1965	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-
1966	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-
1969	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1
1970	2	1	-	-	-	-	1	2	-	-
1971	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
1972	2	-	1	-	-	-	1	-	-	2
1973	2	-	1	-	-	-	1	1	-	1
1974	2	-	2	-	-	-	-	1	-	1
1975	3	-	1	-	-	1	1	-	1	2
1976	5	-	2	1	2	-	-	1	1	3
計	24	2	7	2	2	5	6	7	6	11

注. 1) 年齢は現在の年齢，世帯類型は転入時点のものによる。

てきている。

第5表は一九六〇年以降に転入した二四戸について内訳を見たものである。転入世帯数が最近になるに従い増加してきており、その殆どが農業労働者世帯であることが読みとれる。転入世帯の世帯主の世代は二〇歳代と四〇歳代に多く、人口ピラミッドの比較により示唆された人口の社会的増加と対応している。若年層の転入事由が結婚を契機とするものが多いのは当然予想されるところであるが、雇用機会が得られるという事由で既婚者が世帯ぐるみで転入する事例が一九六〇年代末から七〇年代にかけて急増している事実は、後に観察する村における農業労働雇用慣行の変化との関係で注目しておかなければならない。

自然増に社会増が加わった一九六〇年代以降の村内人口の急激な増加は、遅くも五〇年

第6表 世帯類型間移動

(単位: 件, %)

	農業労働者世帯 ↓ 農 家 世 帯	農 家 世 帯 ↓ 農業労働者世帯
～1949年	1 (4)	1 (4)
1950～59	4 (17)	3 (12)
1960～69	10 (44)	9 (36)
1970～76	8 (35)	12 (48)
計	23 (100)	25 (100)

注. それぞれの期間に発生した移動件数。ただし、1世帯で2度以上の移動を経験したものは、その都度カウントしている。

加、世帯数の増加が顕著となった一九六〇年代以降に急増した。特に一九七〇年代には耕地を喪失して農業労働者となるケースが集中的に発生している。

以上、限られた耕地に対して人口圧力が急速に上昇し、耕地の獲得競争が強まり、農業労働者世帯が時を追って増大してきた過程を見てきたが、第4表から第6表までを通してもう一つ指摘される事実、一九六〇年代には、村内で独立したもののにも転入したもののにも比較的農家世帯が多く(第4表、第5表)、またこの間に農業労働者世帯から農家世帯へ移行したものも多かった(第6表)、ということである。次節で改めて説明されるように、村の水田は一九五〇年代末に灌漑可能となったため二期作田となり、耕地面積当たりの水稻生産量は倍増した。これは

代末までに未墾地を消尽させた村内において、既耕地に対する直接的な人口圧力の増大を意味し、村民間の耕地獲得競争を激化させる方向に作用したのであろう。同時期における農業労働者世帯の急増はその一つの結果を示していると考えられる。そのことはさらに、農家世帯から農業労働者世帯への、あるいはその逆方向への世帯類型間の移動の激化としても観察される。第4表の独立・転入時の世帯類型による上段の数字と調査時点でのそれによる下段の数字との差は世帯類型間の純移動数を示している。これを粗移動数としてまとめたものが第6表である。現存する一〇九戸について、農業労働者世帯から耕地を得て農家世帯に移行したケースが二三件、その逆に耕地を喪失したケースが二五件あるが、これらの移動数は人口増

水田面積が外延的に拡大したのと同じ効果を持ち、従って耕地に対する人口圧力を低下させる方向に作用する。一九六〇年代前半に農家世帯の形成あるいはそれへの移行が多かったという事実は、この間相対的に人口圧力が低下したということを示唆しているかもしれない。

一九六〇年代後半以降の急激な人口増加が限られた耕地に対する人口圧を強め、それが農業労働者世帯の急増となって現われていることに疑いないが、人口増加を激化させる一因となった人口の社会的増加は一面では灌漑整備およびその上に同じく一九六〇年代後半以降展開された種子・肥料技術の急速な普及による農業生産力の増大によって惹起されているということに留意しておく必要がある。いずれにしても、農業生産構造の急激な変化と同時に進行している人口・世帯数の爆発的増加は農村の既存の制度に強い衝撃を与えずにはおかまいであろう。

注(17) 梅原〔9〕、一五〇頁。

(18) 梅原〔9〕、一五〇頁。

(19) フィリピン的人口成長率は Anden and Palacpac〔13〕、Table 38 により算出。

(20) 一九六六年に工場労働者、ギター弾きと報告されている世帯は七十六年現在それぞれ農業労働者、農家となっている。治療師とはもぐりの医者で、两年で同一人物である。一九六六年に無職と報告された世帯三戸は七十六年までに総て死亡によって消滅し、新たに一戸が農家から隠退によって無職となった。この一戸は未亡人からなる一人世帯で、〇・八ヘクタールの所有地と、二ヘクタールの定額小作地の耕作権を持っているが、その両方とも村内の他の農家に貸し出している不耕作農家であり、第2表では農家の中に含めてある。

(21) 村では農家はマグササカ(magsasaka)と呼ばれている。これはサカ(saka||農地)を耕作する者という意味である。これに対し農業労働者(土地なし労働者)はワランサカ(walangsa)と総称されている。これは文字通りサカ||農地を持たない者という意味である。なお、高橋彰氏はフィリピン農村の住民をマグササカとマガガワ(mangagawa)に二分されている(高橋〔6〕、六〇七頁)。マガガワは非農業雇用を含めて賃金労働者一般を指す。

- (22) フィリピンの普通の農村では結婚と同時に親から独立して別世帯を形成するのが原則のようである。従って基本的家族形態は核家族となる。この村でも一〇九戸中八七戸、八割が核家族であり、この比率は一九六六年以降変化していない(梅原〔9〕、一九二頁)。

(三) 村の農業

調査村が純然たる農村であることは村の世帯の職業構成で既に見た。農業の中心は水稻作で、その他には副業的なあひる・豚等の家禽・家畜の飼育があるが、そのウエイトは大きなものではない。村の集落があるココナツ林は、僅かの例外を除いて、村外の不在地主によって所有されており、村民の農業とは関係ない。

村の農業における水稻作の重要性は村民の源泉別所得を見ることで確かめられる(第7表)。二ヘクタール以上の耕地を耕作する農家はその所得の七割を水稻作を自営することにより得ている。二ヘクタール未満の小規模農家の場合この比率は約五割であるが、しかし一方で他の農家の水稻作に雇用されて稼得する農業賃金収入の比重が増大しており、これを加えれば六割以上の所得を水稻作に依存していることになる。耕作する耕地を持たない農業労働者の場合でもその所得の約六割は水稻作に雇用されることから得られており、農家、農業労働者の別なく、村民の所得源泉として水稻作は圧倒的な比重を占めている。

農業自営のうちその他とあるものは先に触れたあひる等の畜産によるものであるが、その比重は小農・農業労働者に高く、水稻作からの所得不足を補う副業的性格のものであることが窺える。非農業自営からの所得は、農業労働者の場合には主としてラグナ湖における漁業によるものであり、農家の場合はそれに加えてサリサリ・ストア(sari-sari store)と呼ばれる小さな雑貨屋、トライシクル等のサーヴィス業的な副業の自営が含まれるが、それ

第7表 源泉別世帯平均所得（1976年）

	平 均		大 農 ¹⁾		小 農 ²⁾		農業労働者	
	ベッ	%	ベッ	%	ベッ	%	ベッ	%
農業自営								
水 稲 作	2,814	(48)	9,899	(70)	2,694	(48)	-	(-)
そ の 他	900	(15)	920	(6)	1,517	(27)	514	(19)
計	3,714	(63)	10,819	(76)	4,211	(75)	514	(19)
非農業自営	352	(6)	263	(2)	370	(7)	378	(14)
賃 金								
農 業 賃 金	1,080	(18)	391	(3)	709	(13)	1,587	(58)
非農業賃金	750	(13)	2,717	(19)	280	(5)	235	(9)
計	1,830	(31)	3,108	(22)	989	(18)	1,822	(67)
合 計	5,896	(100)	14,190	(100)	5,570	(100)	2,714	(100)
1人当たり所得	998		1,886		882		545	

注. 1) 経営耕地規模 2 ha 以上.

2) 同上 2 ha 未満.

らの諸活動からの所得が世帯所得に占める比率は平均的に見れば小さいものである。町のポブラシオンにある町役場等への常勤的雇用を含めた非農業雇用機会からの賃金所得は教育水準の高い子弟を多く抱えている大農層に比較的高い、それ以外の世帯では大きなウェイトを占めていない。⁽²³⁾

このように水稲作モノカルチャーといつてよい村の農業は過去二〇年間に二つの特記するべき変化を経験している。

第一の変化は一九五八年にこの地域一帯の水田を灌漑する国家灌漑局の灌漑システムが竣工したことである。このシステムからの通水を得て村内の水田は総て二期作可能となり、水田単位面積当たり水稲収量は倍増した。また灌漑の完備によって、それまで畑作に用いられていた耕地も水田に変換され、完全な水稲作モノカルチャー・パターンが確立されることになった。

第二の大きな変化は一九六〇年代後半以降国際稲研究所あるいはフィリピン大学農学部で開発された水稲改良品種が急速に普及したことである。梅原調査によれば、一九六六年雨

第8表 ヘクタール当たり水稻収量水準別農家数および平均（籾米ターム）

	1976年		1966年 ⁴⁾		1956年
	雨期作 ²⁾	乾期作 ³⁾	雨 期 作	乾 期 作	雨 期 作
～20カバン ¹⁾	1戸	—戸	1戸	—戸	—戸
20～29	1	—	1	—	4
30～39	1	1	11	1	4
40～49	4	4	14	7	7
50～59	7	5	7	2	8
60～69	13	6	4	11	7
70～79	8	10	4	8	—
80～89	9	11	1	3	—
90～99	4	4	—	8	1
100～109	4	8	—	3 ⁵⁾	—
110～119	1	2	—	—	—
120～	1	2	—	—	—
平均(カバン)	71.4	80.3	53.0 ⁶⁾	68.9 ⁶⁾	49.5

注. 1) 1カバンの平均重量は44kgとされている。

2) 1974～77年平均。

3) 1974・76年平均。

4) 梅原[9]による。

5) 100カバン以上。

6) 本調査による平均値。

期作には改良品種の作付けは皆無であった。⁽²⁴⁾
 一九七六年では改良品種作付率は一〇〇%
 である。⁽²³⁾

改良品種の導入は、単にそれだけにとどまらず、いわゆる種子・肥料技術の定着として多くの農法上の変化を村の農業にもたらししている。まず、種子・肥料技術と呼ばれる所以である肥料をはじめとして農薬等近代投入財の集約的利用が高まったことが挙げられる。⁽²⁶⁾ 多肥化は、改良品種の一つの特徴である短稈・非繁茂性と併せて、雑草の繁茂を助長するが、これは手押除草機および人手による集約的な除草慣行を定着させ、さらに除草の必要性増大に伴い正条植が完全に普及するに至っている。⁽²⁷⁾ 苗代法も、労働が節約になり、播種から移植までの期間が一〇日から二週間と短くてすむダ

第9表 耕耘用動力および主要農機具保有台数

	1976年				1966年 ¹⁾		
	計	大農	小農	農業労働者	計	大農	小農
小型トラクター(アクセサリ付)	24	17	7	0	14	14	0
カラバオ(水牛)	8	6	2	0	21	13	8
すき・まぐわ(畜用)	8	3	5	0	30	20	10
スプレーヤー(ポンプ式)	26	18	8	0	0	0	0
手押除草機(一条)	127	41	43	43	45	26	19
稲刈用鎌	110	24	30	56	...	...	...
鋤	47	16	19	12	...	...	...
草刈用ボロ(山刀)	190	50	68	72	...	...	...
シャベル	29	14	11	4	...	...	...

注. 1) 梅原[9]による。

ポッグ(dapog)法と呼ばれる簡易苗代法が総ての農家によって採用されている⁽²⁸⁾。これら農法上の改善は、経営規模の大小に関係なく、あらゆる農家にむら無く採用されている⁽²⁹⁾。

灌漑の改善、新技術の普及に伴って水稻の単位面積当たり収量は著しい増加をみた(第8表)。灌漑が可能になる以前と以後の比較では、耕地面積当たり収量は倍以上の増加を示し、種子・肥料技術の普及はそれをさらに二〇%以上向上させている⁽³⁰⁾。一九七六年と五六年を比較すれば、水稻収量は三倍にふえたことになる。灌漑および技術の進歩により、土地生産性が僅か二〇年間で急激に増加してきたという事実は、村内の農地保有制度、労働雇用制度の変化を考える上で特に重要なポイントとなる。

農業技術上の変化は農機具等、農用資本財の保有状況の変化にも反映している(第9表)。一九六六年の段階で、村には既に一四台の小型トラクターが導入されていたが、その数は七六年には二四台に増加している。それに反比例して、カラバオ(水牛)の頭数は大きく減少した。現在、村の農家の多くは、水田の耕起・整地作業には主として自家所有のトラクターを用いるか、その賃耕に依存しており、カラバ

オは水田周辺部の耕起作業にのみ用いられている。

農業散布用のスプレーヤーの出現、手押除草機台数の大幅な増加は、種子・肥料技術の普及、除草慣行の定着と対応している。ここで、手押除草機、稲刈用鎌の多くが、自らは耕作する水田を保有していない農業労働者世帯によって所有されている事実は、この村における水稲作の労働雇用慣行との関係で注目しておかなければならない。

注(23) 村民の所得は主として水稲作からあげられているが、ここで見られるようにそれ以外にも細々した多くの所得源泉がある。利子所得、移転所得等も出来る限り調査の過程で聞き取るように努力したが、もとより面接調査を通して正確な世帯所得を把握することは極めて難しい。第7表も多くの誤差を含んでいると考えられるが、大雑把な傾向をつかむ、という目的で提示したものである。村民の所得についてより詳細、より正確には、一年間にわたる記帳式調査に基づく Hayami *et al.* [24] の結果を参照されたい。

(24) 梅原 [9]、一八〇頁。

(25) この村だけでなくこの地域一帯の水田地帯について言えることであるが、農家の改良品種導入のスピードは極めて速い。新しい品種はその発表と殆ど同時に農家によって競って採用されはじめる。農家の新品種に対する関心も極めて強く、農村調査の際、我々が国際稲研究所からの一行だと知ると、まだ試験中で我々が知らない品種について色々訊ねられ立往生する、といったことがしばしばある。このような新品種に対する対応の迅速さは、その普及が一巡した最近に始まったことではなく、当初からのことであつたようである。改良品種の導入は国際稲研究所で選抜された有名なIR8から始められたが、この品種は一九六六年一月に公表された。梅原調査によれば、同年一二月から作付けが始まる一九六七年乾期作には早くもこの村の一農家が試験的にIR8を作付けたという(梅原 [9]、一八一頁)。

(26) 種子を含めた経常財投入が水稲産出に占める比率は二〇%を越えている(後出第20表参照)。村の農家の標準的肥料投入量はヘクタール当たりで尿素、硫酸、複合肥料等合計四袋(一袋五〇キログラム)で、これを基肥と追肥に分けて施用する。これは養分換算でヘクタール当たり窒素六〇/一八〇キロの投入水準となり、灌漑された水田における水稲の平均的肥料反応関数と相対価格を考慮すれば、その最適投入水準にある(Kikuchi and Hayami [2], pp. 34-39, IRRI [25], pp. 48-51 等参照。なお次章第20表、第22表も参照されたい)。

(27) 現在、この村ないしこの地域の平均的な除草慣行は、手押除草機による除草を直角二方向にそれぞれ一回ずつ行い、さらに手による除草を二〜三回行うというものである。多くの農家はこれにさらに2・4・D等の除草剤を併用する。水稻改良品種の特性については、金田〔1〕、長田〔3〕等参照。

(28) 在来的な苗代法はブンラ (punla) 法と呼ばれる水田圃場を利用した水苗代であった (梅原〔9〕、一八一〜一八二頁)。ブンラ法は現在でも中部ルソン等で広範に行われているが、ラグナ湖南岸水田地帯では完全にダボッグ法に置換され姿を消している。ダボッグ法は農家の庭先等にバナナの葉を敷きその上に種籾をびっしりとまき毎日水をかけるだけという簡単なものである。コンクリートのたたきがある場合はバナナの葉を使わずに直接コンクリートの上に種籾をまく。播種後一二日前後で移植するが、移植時の苗丈は五〜七センチと短い。この方法はブンラ法に比べ、苗取りに要する労力を省略出来るが、反面倍近くの種籾を必要とする。苗代法について詳しくは田中〔8〕、二〇一頁、を参照されたい。

(29) 一九六六年との比較については、梅原〔9〕、一八一〜一八三頁を参照。

(30) この村を含めてこの地域のヘクタール当たり水稻収量は他の地域と比較してかなり高い。南タガログ地域の平均ヘクタール当たり水稻収量はフィリピン全体の平均とほぼ同じ水準にあるが、一九七二〜七五年の平均で、雨期作三七カバン、乾期作四三カバンであり、同地域同期間について灌漑された水田の平均収量は四八カバンである (Anden and Palacpac〔13〕, Table 3 and Table 3-b)。

一九七六年雨期作はシーズン初めに雨量が多かったため、村の水田の一部が冠水し、さらにトゥングロ、ヨコバイ等の病虫害が多発したため、村の平均収量は第8表の平均よりも低かったが、それでも六五・五カバンであった。逆に一九七七年雨期作は豊作で、二戸の農家がヘクタール当たり八トン近い収量を記録したのをはじめ、村の平均でも九五カバンと、未曾有の高水準を記録した。

国際稲研究所の改良品種であるIR系統では、高収量性という点では現在でもIR8を凌ぐものは出ていないが、このIR8の試験圃場での平均収量が六〜八トンといわれており、それからしてもこの村の水稻作の生産性が高いことが窺える。なお、現在の主要作付品種はIR15、IR26、IR32等である。

三 農地保有制度の変化

前章で明らかにされたように、調査村は過去二〇年間に、人口学上および農業生産技術上の大きな変化を経験してきた。かかる変化は村の農地保有制度に如何なる影響を及ぼしているであろうか。以下本章では農地保有制度における変化の実態を明らかにし、その変化を誘発した要因を摘出しよう。

(一) 土地所有

まず村の耕地の所有状況から観察していこう。先に述べたように村域内の総水田面積は約三四〇ヘクタールであるが、そのうち村内の五四戸の農家が耕作している耕地は一〇八ヘクタールである。⁽³¹⁾ 残り二四〇ヘクタールは村外の農家が入作している。⁽³²⁾

村内農家が耕作している一〇八ヘクタールは六六人の地主によって所有されている(第10表)。一地主当たりの面積にして僅か一・六ヘクタールに過ぎず、極めて零細分散的土地所有である。村内に居住している地主が四戸あるが、その所有面積は僅か二・四ヘクタールであり、一ヘクタール以上所有している者はいない。⁽³³⁾ これら四人の村内地主のうち、老年の未亡人(不耕作農家)を除いて、他の三人は所有地を自作しており、しかも自作地より大きい面積の小作地を保有する小自作農である。他の耕地は総て村外居住の不在地主によって所有されている。即ち、村内の農家は総て何らかの形の小作農である。

不在地主制はフィリピンの水田地帯に極めて普遍的なものであるが、この村の場合、中部ルソンに典型的に見ら

第10表 村内に水田を所有する地主の分布

	1976年		1966年 ¹⁾
	地主数	所有面積	地主数
地主居住地別分布	人	ha	人
村 内	4 ²⁾	2.4	3
町 内	34	56.6	32
ラグナ州内	7	11.7	4
バタンガス州	14	17.6	2
リザール州	1	2.2	0
マニラ市	5	15.7	0
バギオ市	1	2.0	0
計	66	108.2	41
所有規模別分布 ³⁾			
～ 1 ha	20	10.2	…
1 ～ 2.9	34	46.2	…
3 ～ 6.9	11	38.2	…
7 ～	1	13.6	…
計	66	108.2	

注. 1) 梅原[9]による。

2) 地主手作り3件=1.7haを含む。

3) 村内農家が耕作している耕地のみについての所有規模である。

れるような大土地所有不在地主制ハシエンダ(hacienda)的土地所有と異なり、数多くの小規模な地主が、同じ町のポブラシオンを中心にして居住している点に特徴がある。⁽³⁴⁾

零細分散的土地所有による不在地主制であるため、村内の農家はそれぞれ別個に地主と小作関係を取り結ぶことになり、これが村内に数多くの異なった小作形態を併存させる一つの要因となっている。一農家で二人以上の地主と小作関係を持っている者も多く、最も多い農家で実に八人の地主と関係している。

村の小規模不在地主制は既に一九六六年の段階で成立しているが、この一〇年間でその分散的性格はさらに強められてきた。これを強めた主要な要因はフィリピンにおける均分相続慣行の存在である。⁽³⁵⁾ もう一つの要因としては

土地所有権の売買、特に小地片での取引が一九六〇年代の末から七〇年代の初めにかけて多かったということが挙げられよう。一九六六年以降少なくとも九件の土地所有権の売買事例が報告されている。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

注(31) 村内居住の耕作農家が耕作している耕地である。不耕作農家(注(20)参照)一戸は含まない。

(32) 入作農家は町のポブラシオンに住む者が多いが、中にはかなり遠方、たとえば州内のサンタ・クルス、サン・パブロ市、隣州であるバタンガ

ス州等から来ている者もある。これら遠方からの入作農家は、後述する耕作権移動によって形成されたものが多い。また、多数の入作農家の存在は、逆に村内農家の中にも出作をしている者が多いことを予想させるが、今回の調査の過程では一農家が〇・五ヘクタールについて近隣のバリオ内にある水田に出作をしているケースが明らかになっただけであつた。本調査は村内に居住する世帯を対象にした属人的なものであり、従つて村外から入作している農家については調査していない。また以下の報告には出作されている〇・五ヘクタールについての情報が含まれている。

- (33) ここでは村内農家が耕作している土地の地主についてのみ見ている。村内で他に二戸の農家が、やはり一ヘクタール以下ではあるが、水田を所有している。彼らはその土地を村外の農家に小作させており、自らは他の地主から土地を借りて小作している。

- (34) ハシェンダ的土地所有については梅原〔10〕、〔11〕。梅原氏はこの村の地主制を在郷地主制として分類されている(梅原〔10〕、二六一～二六二頁)。

- (35) 先の八人の地主と小作関係を持つ農家の例でいえば、そのうち五人は先代の地主が死に、その土地が五人の子供によって分割相続され新たに地主となったものである。また第10表で見られるように、一九七六年にはマニラ、バギオ等の都市に居住している地主がいるが、彼らの多くは在郷不在地主の子弟で、教育を受けて都市に流出し、その後土地を相続したものである。また、均分相続の影響は女性の地主の数が多いことにも現われている。六六人の地主のうち二六人約四割が女性である。

- (36) 小地片での土地売買が多いということは勿論小地片での相続が多いということと関連している。第10表で一九六六年から七六年にかけてバタンガス州居住の地主数が増加しているが、それらの多くは土地所有権の購入によるものである。なお土地所有権の移動については後出第24表参照のこと。

- (37) 本節では耕地の土地所有関係についてのみに見てきた。村民の住居はその殆どが既述のようにココナツ林の中にあるが、これら住宅地も村外の地主によって所有されており、村民の所有地ではない。しかし、これらの土地の宅地としての利用に関しては地主の暗黙の了解の下に村民の権利が慣行的に認められているようであり、地代も全く支払われていない。農家であると農業労働者であるとを問わず、村内での独立、あるいは村外からの転入を契機とする住宅の建設に当たって、地主からの掣肘は殆ど無いようである(梅原〔9〕、一六一頁および一七〇頁)。

第11表 農家戸数・水田面積の経営耕地規模別分布

	1956年				1966年 ¹⁾				1974年 ²⁾				1976年			
	農家戸数		水田面積		農家戸数		水田面積		農家戸数		水田面積		農家戸数		水田面積	
	戸	%	ha	%	戸	%	ha	%	戸	%	ha	%	戸	%	ha	%
～1ha	5	(16)	3	(4)	6	(13)	3	(3)	8	(15)	4	(4)	13	(24)	6	(6)
1～1.9	9	(29)	12	(17)	14	(30)	18	(17)	22	(41)	29	(26)	20	(37)	28	(26)
2～2.9	4	(13)	9	(13)	10	(22)	21	(20)	11	(20)	24	(22)	8	(15)	19	(17)
3～4.9	12	(39)	42	(59)	13	(28)	46	(44)	11	(20)	40	(36)	11	(20)	41	(38)
5～	1	(3)	6	(8)	3	(7)	16	(16)	2	(4)	14	(13)	2	(4)	14	(13)
計	31	(100)	72	(100)	46	(100)	104	(100)	54	(100)	111	(100)	54	(100)	108	(100)
1農家当 たり平均 耕地面積 (ha)	2.3				2.3				2.1				2.0			

注. 1) 梅原[9]による。ただし、脱漏分、面積等について補正。

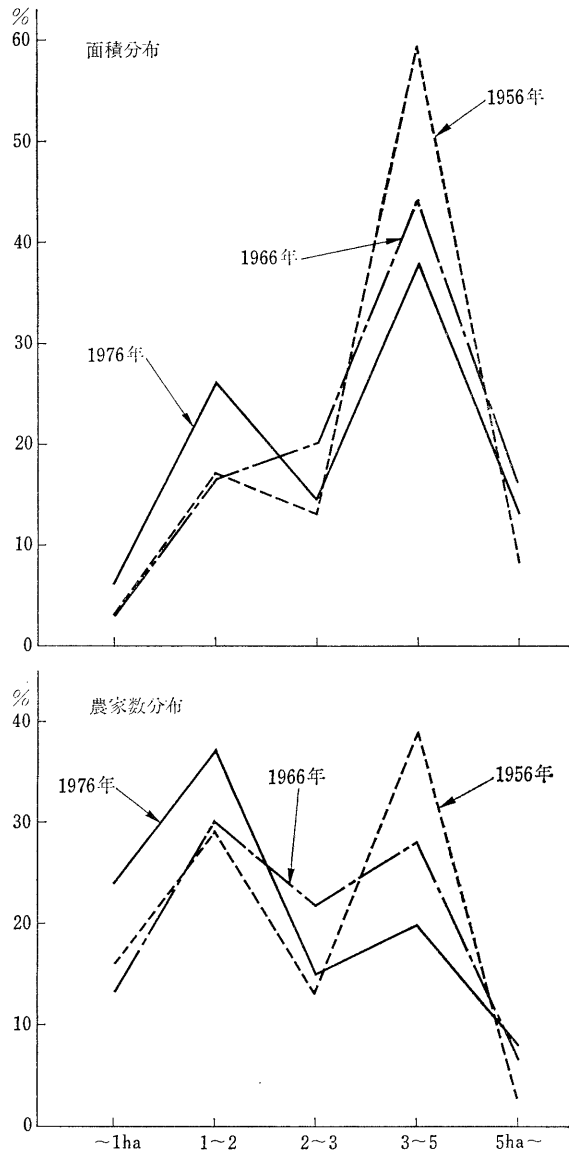
2) Hayami *et al.* [22]による。

(二) 経営耕地規模別分布

前章で、一九六〇年代後半以降人口圧力の増大と共に村内における耕地獲得競争が激化してきた過程が、農家・農業労働者両世帯類型間の移動の激化、農業労働者世帯の急増として観察された。このことはさらに、農家の経営耕地規模別分布の変化を通して確認出来る(第11表)。一九六六年以降村の農家が耕作している水田面積は一〇〇ヘクタール強でほぼ不変のまま推移してきている⁽³⁸⁾。一方この間農家戸数は八戸増加したから、結果として一戸当たり平均経営面積は一九六六年の二・三ヘクタールから七四年の二・一ヘクタール、さらに七六年の二・〇ヘクタールへと減少した。限られた耕地面積に対する人口圧力の増大が平均耕地規模を押し下げる方向で作用した訳である。

それは規模別分布の変化を通して見ると一層明瞭である。第二図は第11表の規模別分布構成比を一〇年ごとにプロットしたものである。一九五六年の戸数分布を見ると、四割の農家が三～五ヘクタール層に属し、一～二ヘクタール層の比率がこれにつき、これら二つの層をピークとするバイ・モーダルな分布となっている。

第2図 経営耕地規模別、面積分布と農家数分布



ところが一九六六年には三〜五ヘクタール層の比率が低下し、かわりに二〜三ヘクタール層が増大した。一〜二ヘクタールの比率はほぼ不変であったから、結果としてバイ・モーダルな分布の谷が浅くなった。一九七六年には三〜五ヘクタール層の比率はさらに減少し、二〜三ヘクタール層の谷が浅くなった。それと反比例して一〜二ヘクタール層および一ヘクタール未満層の比率が急上昇し、同じバイ・モーダルな分布でも、一〜二ヘクタール層を第一のピークとし、三〜五ヘクタール層を第二のピークとする右下がりな分布となった。

一方、面積分布で見ると一九五六年には六割の農地が三〜五ヘクタール層に保有され、大きなピークを成していたが、そのピークは六六年、七六年と低下を続けた。それにかわって、一九六六年には二〜三ヘクタール層、さらに七六年には一〜二ヘクタール層の比率がそれぞれ上昇し、結果として七六年には面積分布もバイ・モーダルな分布となった。

以上の規模別分布の変化から、一九五六年には戸数の上でも面積の上でも村の中心的農家層であった三〜五ヘクタール層から、六六年の二〜三ヘクタール層を経て、七六年の一〜二ヘクタール層ないし一ヘクタール未満層へと、耕地が移動していく過程をよみ取ることが出来る。⁽³⁹⁾

注(38) 第11表で一九六六年、七四年、七六年の数値はそれぞれその時点における悉皆調査に基づいたものであるが、五六年については今回の聞き取り調査による。従ってその規模別農家数、水田面積は、五六年に農家であつて、かつ現在も世帯として存続している三戸についてのみの数値であり、絶対値による他年度との比較は意味を持たない。

(39) 一九五六年から七六年にかけての経営耕地規模別分布の変化は、ローレンツ曲線あるいはジニ係数でみて、分布の不平等度を高める方向に起こっている。この不平等度の変化は一九六六年から七六年にかけての一〇年間の方がそれ以前の一〇年間の変化よりも相対的に大きくなっている。第11表についてジニ係数を推定すれば、一九五六年、六六年、七六年でそれぞれ一・三三、一・四一、一・五五である。

(三) 小作形態——農地保有制度の重層化——

耕地規模別分布の過去二〇年間の変化は零細規模層へ多くの農家を堆積させるものであり、それはかつて村の中心的農家階層であった三〜五ヘクタール層からの耕地の移動を伴ったものであった。これはその背後に広範な農地保有関係の変動が存在したことを意味する。かかる変動は農地保有制度自体の大きな変動を予想させるものである。

第12表 農地保有形態別農家戸数、水田面積

	農 家 戸 数		面 積		1農家当たり平均面積
	戸	%	ha	%	ha
1976年					
自作・定額小作農	3	(6)	11.2	(10)	3.7
定額小作農	29	(54)	48.5	(45)	1.7
分益小作農	14	(26)	24.6	(23)	1.8
分益・定額小作農	8	(15)	23.9	(22)	3.0
計	54	(100)	108.2	(100)	2.0
1966年					
自作・定額小作農	2	(4)	10.3	(10)	5.2
定額小作農	7	(15)	18.0	(17)	2.6
分益小作農	35	(76)	65.8	(63)	1.9
分益・定額小作農	2	(4)	10.1	(10)	5.0
計	46	(100)	104.2	(100)	2.3
1956年					
自作・定額小作農	2	(7)	10.3	(14)	5.2
定額小作農	6	(19)	15.0	(21)	2.5
分益小作農	21	(68)	38.1	(54)	1.8
分益・定額小作農	2	(7)	8.1	(11)	4.0
計	31	(100)	71.5	(100)	2.3

注. 小作農と又小作農の区別はしていない。

事実この村の農地保有制度は、この間において、単純な地主・小作関係が重層化されるという形で大きな変化を経験してきた。村の農家の小作形態を明らかにしつつ、このことを確認しよう。

既述のように、村の農家は総て、何らかの形の小作農である。

フィリピンにおける小作形態は大別して分益小作と定額小作に分けられるが、水稻作地帯においては、従来分益小作が普遍的であり、分益小作農を意味するタガログ語を冠し「カサマ(kasama)」制度と呼ばれてきた。⁽⁴⁰⁾ 一方、定額小作農はブイサン(buisan)と呼ばれるが、⁽⁴¹⁾ 全農家に占める比重はそれほど大きいものではなかった。⁽⁴²⁾

第12表は地代支払い形態としての分益制、定額制に注目して村内の農家を分類したも

のである。ここで自作・定額小作農とあるものは自作地と定額制小作地を併せて経営している農家である。分益・定額小作農も同様である。

一九七六年について見ると、五割以上の農家が定額小作農であり、分益小作農がそれに次いでいる。一九六六年との比較で相違が著しい点は、分益小作農の数が激減し、それに反比例して定額小作農がふえていることである。一九五六年から六六年にかけては大きな変化は見られない。

総ての年次について平均耕地規模は自作・定額小作農が最も大きく、分益・定額小作農がそれに次いでいる。定額小作農、分益小作農と単一形態の小作地しか耕作していない農家の規模は相対的に小さく、一九七六年にはどちらも平均規模を下回っている。またどの類型の農家についても、その平均規模は一九六六年から七六年にかけて低下した。

一九六六年から七六年にかけて定額小作農家が増加したのは農地改革の結果である。フィリピンの戦後の農地改革は実質的には一九六三年の農地改革法の制定によって始められたと考えてよいが、この農地改革法は農地改革を二段階に分け、第一段階として分益小作農の定額小作農への転換を図り、第二段階として定額小作農の自作農化を実現する、というものであった。この第一段階がこの村では一九六〇年代の後半から実施され、これにより多くの分益小作農が定額小作農へ移行した。⁽⁴³⁾

第12表は、自作であるか小作であるか、小作である場合その地代支払い形態が分益性であるか定額制であるか、という基準で農家を分類したものである。⁽⁴⁴⁾従って農家が小作の場合、その小作地を地主から直接借り受けているか、あるいは他の小作農から又小作しているかについては区別されておらず、農地保有制度が又小作地を含みつつ重層

第13表 農地保有形態別水田プロット数、面積

	プロット数		面積		1プロット 当たり 平均面積
	件	%	ha	%	ha
1976年					
自作地	3	(3)	1.7	(2)	0.6
定額小作地	44	(47)	67.7	(63)	1.5
分益小作地	30	(32)	29.7	(27)	1.0
又小作地	16	(17)	9.1	(8)	0.6
計	93	(100)	108.2	(100)	1.2
1966年					
自作地	2	(3)	1.3	(1)	0.7
定額小作地	12	(19)	29.9	(29)	2.5
分益小作地	44	(70)	66.1	(63)	1.5
又小作地	5	(8)	6.9	(7)	1.4
計	63	(100)	104.2	(100)	1.7
1956年					
自作地	2	(5)	1.3	(2)	0.7
定額小作地	11	(28)	26.9	(38)	2.4
分益小作地	25	(64)	42.1	(59)	1.7
又小作地	1	(3)	1.2	(2)	1.3
計	39	(100)	71.5	(100)	1.8

化している場合には不十分な分類となる。この点を考慮するために、農家が耕作している水田を保有形態の違うプロットごとに分類し直したものが第13表である。

ここで定額小作地、分益小作地とはそれぞれ地主から直接定額制、分益性によって借り受け耕作されている小作地として定義される。又小作地とは、小作農が地主から借り受けている小作地を、さらにその小作農から又借りしている耕地として定義され、中間地主たる小作と又小作の間の地代支払い形態にかかわらずなく一つにまとめられている。さらにこの表では、ある農家が二人以上の地主と共通の小作形態（例えば分益制）で小作関係を結んでいる場合、それぞれに対して異なった条件（例えば異なった分益比率、異なった費用分担方式等）にあれば、それらを別々のプロッ

トとして数えている。

村の農家が耕作するプロットの数は一九七六年で九三、一農家当たり平均一・七プロットであり、これは五六六年の一・三、六六年の一・四と比較して増加してきている。一プロット当たりの平均面積は一九六六年から七六年にかけて、あらゆる耕地形態について零細化している。即ち村の農家は一九六六年以降、平均的にいって、より細分化されたプロットを異なった条件でより数多く耕作するようになった訳である。しかし、農家の平均耕地規模は、前表で見ても分かるように、この間低下してきた。

以下、自作地から順次その実態を見ていこう。

自作地

村内の自作地は一九七六年でプロット数にして三、面積にして二ヘクタールに満たず、殆ど無視し得る程度のものでしかない。この三プロットを自作している農家は、第12表から分かるように、かなり大きい面積の定額小作地を併せて経営している自作・定額小作農で、経営規模の大きい上層農家である。そのうち二戸は戦前以来の自作・定額小作農で兄弟関係にあり、共に戦前親から所有地を相続したものである。⁽⁴⁵⁾他の一戸は古くからの定額小作農で、一九七五年に〇・四ヘクタールの耕地を取得して自作・定額小作農となったものである。⁽⁴⁶⁾

いずれにしても、過去一貫して自作地はその数においても面積においても村内農家の農地保有形態としての比重は小さく例外的なものであり、不在地主制という村の土地所有の基本的な特徴に変更を加えるものではなかった。

定額小作地

定額小作地は、既述のように、農地改革の実施によりその数を増し、一九六六年と比較して大きく比重を高めてきており、面積でみて全耕地の六割以上がこれに属する。しかし農地改革実施以前にもかなり多くのプロットが定額小作制下にあつたことが注目される。これら古くからの定額小作地の多くは、一九五六年、六六年のプロット当たり平均面積の大きさを見ても分かるように、殆どがこの村の上層農家に保有されるもので、同時にそれに対応する地主もこの村としては相対的に大きな地主に属するものが多い。そしてその多くは戦前から継続して定額小作地として耕作されている。比較的大きな面積を所有する地主が早い時期に不在化し、親戚関係あるいは友人関係等を軸にしてその所有地を小作に出したことが、これら古くからの定額小作地を生み出した要因のようである。

しかし、一方で地主の土地所有の細分化が進み、他方で農地改革により相対的に零細規模の分益小作地の多くが定額小作地に転換されたため、定額小作地のプロット当たり平均面積は一九七六年には一・五ヘクタールまで縮小してきている。

これら定額小作地のヘクタール当たり小作料およびその水稻収量に対する比率の推移は第14表に見る通りである。一九五八年の灌漑完備に伴い、耕地面積当たり水稻収量は五六年から六六年にかけて倍以上に増大した。この間定額小作料は七割弱の増加にとどまり、結果として小作料の水稻収量に対する比率は二四％から一九％へと低下した。一九六六年から七六年にかけては、水稻収量は三割以上増大したが、小作料もほぼ同率で増加したため、小作料率は不変にとどまった。しかしこれは、一九六〇年代後半以降分益小作地から定額小作地に転換されたプロットについて、転換時以前三カ年間の平年作収量の二五％をもって定額小作料とする、という農地改革の基準が適用され、

第 14 表 定額小作地の小作料、水稻収量の推移

	定 額 小作料 (1)	水稻収量 (2)	(1) (2)
	 カバン/ha		
1976年			
総平均			
乾期作	17.5	85.6	0.20
雨期作	12.6	71.4	0.18
計	30.1	157.0	0.19
新定額小作地			
乾期作	18.7	86.4	0.22
雨期作	14.9	71.4	0.21
計	33.6	157.8	0.21
旧定額小作地			
乾期作	15.7	84.1	0.19
雨期作	8.6	71.3	0.12
計	24.3	155.4	0.16
1966年			
乾期作	12.9	60.5	0.21
雨期作	9.2	54.4	0.17
計	22.1	114.9	0.19
1956年			
乾期作	-	-	-
雨期作	13.3	55.7	0.24
計	13.3	55.7	0.24

注. 1976年についての収量は、乾期作 1974, 76年
雨期作1974~76年平均。

古くから定額小作地であったプロットの小作料よりも相対的に高い小作料が設定されてきたことによる。
古くからの定額小作地の小作料率について見ると、それは一九六六年の一九%から七六年の一六%へとさらに低下している。一九六六年以降の一〇年間は、既に見たように種子・肥料技術の普及により水稻の作付面積当たり収量が増大した時期である。古くからの定額小作地でも、この間に小作料の改訂が行われたものが多い。しかし小作料の引上げ率は収量増大率に及ばず、結果として小作料率は低下を続けた訳である。⁽⁴⁷⁾

定額小作料率が大きく低下してきたという事実は、農地保有制度の変化を誘発した要因を考える上で特に留意し

ておかなければならない。

第一に、農地改革の実施による分益小作制から定額小作制への転換という事態は、従来の地主・小作関係に一定の変化をもたらしているようである。まず農地改革実施以前には、定額小作地にしろ分益小作地にしろ、地主・小作間で文書によってその契約を確認し合

第15表 定額小作地小作料減免慣行の有無

	1976年		1966年	
	件	%	件	%
減免慣行がある小作地	12	(27)	8	(66)
減免慣行が無い小作地	32	(73)	2	(17)
不明	-	(-)	2	(17)
計	44	(100)	12	(100)

うということは皆無であった。しかし改革によって分益小作地から転換された新定額小作地については総て文書契約がなされており、従来から定額小作であったものの中にも文書契約を持つものが出てきた。先の小作料の改訂は、この契約書の整備と同時に行われたものがおいようである。しかし旧定額小作地には昔のままの口答契約によるものも現在でもおおく残っている。

第二に、定額小作制への転換は地主・小作関係を、従来より単純なものに変える作用を持ったようである。従来フィリピンの分益小作制が支配的な水稻作農村においては、小作農は地代の支払い以外に、生産面では農業経営上の意思決定や信用供与を通して、また消費面でも信用の供与あるいは賦役労働の提供等を通して、密接に地主と結びつけられているのが普通であり、このことは一九六六年の段階では、この村においてもある程度共通する事実であった。⁽⁴⁸⁾しかし現在では地主の多くは単に定額小作料を收取するだけの存在であり、それ以外の地主・小作関係は希薄になっている。⁽⁴⁹⁾

従って、分益小作制から定額小作制への移行は、実態的に旧来の分益小作制的側面を、例えば地主による生産費用の一部負担、不作時の小作料減免措置等によって残すものではなかったと言つてよい。生産費用は殆ど総ての定額小作地で小作農によって負担されている。⁽⁵⁰⁾また一九六六年には多くの定額小作地が小作料の減免慣行を持つていたのに対して、七六年にはそれを持たないものが多くなっている(第15表)。現在もこの慣行を残しているのは旧定額小作地に多く、新しいものは殆ど、不作で小作料が払えない場合には未納分が利子の付かない負債として残さ

れるシステムになっている。

地主・小作関係の変化として第三に言えることは、以上二点と関連するが、小作農の地主に対する相対的な地位、あるいは立場が著しく強くなってきたことである。これは農業経営上の意思決定が完全に定額小作農に属するようになったという以外に、小作農の耕作権の強化として現われている。

小作契約が文書によらず全く口答契約によっていた時代でも、この村における小作契約はかなり安定的であったようであるが、それでも一九六〇年代前半以前の段階では、地主による一方的土地取上げ・小作農排除というケースがあったようである。⁽⁵¹⁾しかし一九六〇年代後半以降このようなケースは殆ど見られなくなっている。一見地主による土地取上げと見えるケースがあっても、よく調べると小作農の負債を肩代わりするというような形で、地主により小作農の耕作権に対する支払いがなされている。

これは定額小作地だけでなく分益小作地についても言えることであるが、耕作権という概念は小作農にはつきりと意識されており、小作農は、一応地主の了解は必要とするが、かなり自由に自己の耕作権を他人に有償で譲渡することも出来るのである。⁽⁵²⁾

分益小作地

一九六〇年代後半まで村の農地保有形態の大宗であった分益小作地はその多くが定額小作地に転換されたため、七六年にはそのウエイトを半減させた。しかしプロット数で三〇、面積で三〇ヘクタールと、まだかなりのものが分益小作地として残っている。

第16表 收穫物分益比率別小作地数

分益比率	1976年		1966年	
	件	%	件	%
50:50	24	(80)	44	(100)
25:75	5	(17)	-	(-)
80:20	1	(3)	-	(-)
計	30	(100)	44	(100)

注. 分益比率は地主：小作である。

これらの分益小作地における地主・小作間の收穫物および費用の分割方式を一九六六年と七六年について整理すると第16表のようになる。一九六六年には、総ての分益小作地は收穫物を地主・小作間で折半するものであった。この折半によるものは現在でも分益小作地の八割を占めているが、それ以外に收穫物刈分比率が二五対七五のものが五件、八〇対二〇のものが一件ある。二五対七五の刈分比率によるものは費用は一〇〇%小作負担になる。この刈分比率の出現は明らかに新定額小作地に対する二五%という定額小作料設定率に影響されたものであろう。

八〇対二〇の刈分比率によるものは、費用は逆に一〇〇%地主負担となっている。このケースはカティワラ (katiwara) あるいはエンカルガド (encargado) と呼ばれる地主の農場管理人として小作農が位置付けられているものである⁽³³⁾。

伝統的刈分比率である五〇対五〇によるケースは、生産費用も何らかの形で地主・小作間で分割負担される。この村で現在最も多い費用分担方式は、種子費、耕起・整地費、田植費、肥料・農薬費、收穫・脱穀費、水利費の主要支出費目のうち、耕起・整地費は小作が、水利費は地主が、それぞれ一〇〇%負担し、残りの費目について折半するものである。この方式によるものは五〇対五〇による小作地の約半数を占める。他に上記水利費に加えて田植費が一〇〇%地主の負担になるもの、さらにそれに加えて肥料・農薬費も地主の全額負担費目とするもの等、より小作に有利な方式が存在している。一九六六年に最もおこった耕起・整地費を除いて水利費まで含めて折半するという方式は現在も残っているが、数はそう多くない⁽³⁴⁾。即ち、費用分担方式はこの一〇年間で小作に有利に

変化してきたといえる。

過去に分益小作から定額小作へと轉換した農家の多くは、この轉換により利益を受けたと報告している。⁽⁵⁵⁾ 現在分益小作地を持つ農家も農地改革事務所に出頭すれば定額小作に変更してもらえるのである。何故定額小作地へ轉換しないのか、という質問に対して彼らが挙げる主たる理由は地主との關係であつた。即ち、地主と親戚關係にあるから、あるいは地主が今まで自分に対してよくしてくれ円満な關係にあるから、敢えて定額小作に変えることはない、といった理由である。また地主が小規模で定額制に変更したら生活に困るであろうからというものも多かった。現在も伝統的な五〇対五〇の分益小作地として残っている二四プロットのうち一八プロットは地主と小作が親戚關係にあり、他の六プロットはその平均面積〇・四ヘクタールという小規模なものである。

これら五〇対五〇によるケースも含めて、分益小作地の場合、現在でも総ての契約は口答によるもので、文書によるものは存在しない。

又小作地

第13表で最も注目されなければならない事實は、かなりの数のプロットが又小作地として耕作されており、しかもその数が年を追って増加してきていることである。ここで又小作とは先にも定義した通り、小作農が地主から借りた耕地をさらに他の農家に又貸しされているものである。実際に耕作している農家とその耕地の所有者¹¹地主との間に、耕作権の保持者としての小作農が中間地主として介在している訳である。かかる又小作は一九五六年にも一件存在していたが、六六年には五件となり、さらに七六年には一六件まで増加してきている。

第17表 形態別又小作地

	1976年		1966年		1956年	
	プロット数	プロット面積 ha	プロット数	プロット面積 ha	プロット数	プロット面積 ha
分益制又小作地	9	0.76	4	1.61	1	1.20
定額制又小作地	2	0.40	-	-	-	-
質受又小作地						
分益地代制	-	-	1	0.50	-	-
定額地代制	3	0.35	-	-	-	-
無地代	2	0.20	-	-	-	-
計	5	0.29	1	0.50	-	-
総計	16	0.57	5	1.39	1	1.20

又小作は中間地主たる小作との間の関係で三つに類別される。第一は小作・又小作間の関係が分益形態をとるもので、この場合その分益関係は地主・小作間のものと全く同じ形になる。即ち收穫物が小作・又小作間で一定比率で刈分けられ、同時に費用も同様に分担される。一九七六年における一六の又小作地のうち、半分以上の九件がこれに当たる（第17表）。

第二は小作・又小作間の関係が定額形態をとっているもの、即ち又小作が小作に定額の又小作料を払うものである。これは又小作としては例外的であり、一九七六年の二件しか存在しない。これらは共に親が息子に又小作させているものである。

第三は耕作権の質入Ⅱ質受のケースで、小作が又小作に自己の小作地を一定期間耕作させるかわりに又小作から金を借りるものである。又小作の側からすると、金を貸し、その貸金が返済されるまでの期間について耕作権を確立することになる。⁽⁵⁶⁾

この第三のケースはさらに、又小作から又小作料を分益形態で取る場合、定額形態で取る場合、又小作料を取らない場合の三つに分けられる。⁽⁵⁷⁾ 分益制質受又小作地は一九六六年に一例見られるだけで、七六年には定

第 18 表 又小作農家と一部又小作地を有する農家

	1976年		1966年		1956年	
	農家 戸数	1農家 た当り 面積 ha	農家 戸数	1農家 た当り 面積 ha	農家 戸数	1農家 た当り 面積 ha
又小作農家	戸	ha	戸	ha	戸	ha
分益制又小作地のみ	4	0.86	2	1.60	-	-
定額制又小作地のみ	2	0.40	-	-	-	-
質受又小作地のみ	1	0.10	1	0.55	-	-
分益制又小作地＋質受又小作地	1	0.88	-	-	-	-
計	8	0.65	3	1.23	-	-
一部又小作地を有する農家						
分益小作地＋分益制又小作地	1	1.25	-	-	-	-
定額小作地＋分益制又小作地	1	3.75	1	5.75	1	3.75
分益小作地＋定額小作地＋分益 制又小作地	1	1.90	-	-	-	-
分益小作地＋定額小作地＋分益 制又小作地＋質受又小作地	1	3.75	-	-	-	-
計	4	2.66	1	5.75	1	3.75
総 計	12	1.32	4	2.36	1	3.75

額制質受又小作地三件、無地代質受又小作地二件、計五件が存在している。これら質入Ⅱ質受による又小作地は平均して一件当たり〇・三ヘクタールと、分益制又小作地に比べて一層零細なものとなっている。

以上三類型の又小作地一六件について、中間地主たる小作と地主の間の小作形態は例外なく総て定額小作制となっている点に注目しておく必要がある。

第18表は又小作をプロットについてではなく農家にについて見たものである。又小作地しか耕作していない又小作農家は一九七六年には八戸あり、六六年の三戸から五戸増加している。経営地の一部として又小作地を保有する農家も一九六六年の一戸から七六年の四戸へと増加した。

又小作地しか保有していない又小作農家の平均経営面積は〇・七ヘクタールであり、村の農家の平均規模よりはるかに小さい。一方経営地の一部として又小作地を保有する農家のそれは二・七ヘクタールと平均よ

第19表 保有地の一部を小作、又小作、又々小作に出している村内農家（1976年）

	経営地を含めた 保有耕地規模			貸 付 面積計	1戸当 り平均貸 付 面積	借 り 手	
	計	2 ha 以上	2 ha 以下			村内	村外
(1) 小作させている村内地主	戸	戸	戸	ha	ha	戸	戸
定額制による	1	1	—	0.7	0.7	—	1
分益制による	2	2 ³⁾	—	1.8	0.9	1	1
計	3	3	—	2.5	0.8	1	2
(2) 又小作させている村内中 間地主 ¹⁾							
定額制による	2	2	—	2.2	1.1	2	2 ⁵⁾
分益制による	3	3 ³⁾	—	2.6	0.9	3	
質入れによる	7	3	4 ⁴⁾	3.6	0.5	4	4 ⁵⁾
計	12	8	4	8.4	0.7	9	6
(3) 又々小作させている又小 作農家 ²⁾							
質入れによる	1	—	1	0.4	0.4	—	1

- 注. 1) 村内中間地主の地主に対する関係は総て定額制である。
 2) 分益制（50：50）又小作農家。
 3) 不耕作農家1戸を含む。
 4) 保有地全部を質入れしている農業労働者世帯1戸を含む。
 5) 1戸で複数戸に貸し付けているものを含む。

りも大きい。これらのことは、又小作地を借り入
れる契機に、農業労働者層から農家層への上向を
指向するものと、農家層内における経営規模拡大
を指向するものの、二つがあることを示唆してい
る。

以上は、又小作地を借り入れて耕作している村
内又小作農家についてのデータであった。ここで、
村内の農家で自己の保有地を他の農家に貸し付け
ているものについて見ておこう（第19表）。他の
農家に所有地を小作に出している村内地主につい
ては既に説明した。⁽⁵⁸⁾ 注目される事実は、村内農家
の約二割、一二戸が自己の定額小作地の一部ある
いは全部を他の農家に又小作させている中間地主
であるということである。⁽⁵⁹⁾

定額制あるいは分益制で又小作をさせている中
間地主は総て二ヘクタール以上の上層農家である
が、質入れによって又小作をさせている者には平

均規模以下の小農が多い。

第19表でさらに重要な事実は、又小作農がその又小作地をさらに他の農家に貸し出す、という又々小作が存在していることである。これは、村外の農家から〇・八ヘクタールの分益制又小作地を借り受けて耕作している村内の又小作農家が、その半分、〇・四ヘクタールを村外の農家に質入れしたケースである。この質入れは一九七四年になされ、調査時点で継続中であつたが、又々小作が村外農家であるため、第17表、第18表には含まれていない。村の農地保有制度の重層化は、又々小作を含むまでに進行しつつある点に注意しておかなければならない。⁽⁶⁰⁾

又小作についても一つ触れておかなばならないことは、又小作農家が農地改革事務所に出現して、中間地主たる小作を排除し、自らが小作農家に上昇したケースが存在することである。又小作は法的に違法であり、農地改革事務所は訴えられた以上小作農を排除せざるを得ない。この村では一九七〇年と七五年にそれぞれ一件ずつこのような例があつたことが調査の過程で明らかになった。これら二つのケースは、どちらも小作が又小作地の取り上げを図つたことを契機にして起こっている。

注(40) 例えば高橋〔5〕。

(41) ブイス (buis II 定額地代) を支払う者という意味である。また定額小作農はナムムイサン (namumuisan) と呼ばれることもある。高橋・梅原両氏はこのナムムイサンを、地主から定額小作制で耕地を借り受け、さらにそれを他に貸し付けている中間地主を指す言葉として用いておられる (例えば高橋〔4〕、六四―六六頁、梅原〔9〕、一六七―一六八頁)。しかし、現在調査村では、この言葉はブイサンと同じ意味で用いられているようである。なお、フィリピンの水稻作地帯で定額小作という場合、その地代支払い形態は現物(穀)であつて金納ではない。

(42) 一九六〇年および七一年の農業センサスの結果によれば、ラグナ州内の全農場数に対して自小作農場を含め何らかの形で小作地を保有する農場数の比率は、六〇年六八%、七一年六一%である。これら何らかの形の小作農場総数に対して、

分益小作地しか保有しない農場数の割合は両年でそれぞれ六九%、五五%、定額小作農場のそれは両年とも七%である。以下に説明される一九六三年農地改革法による農地改革の進行により、小作農場、特に分益小作農場数は絶対的にも相対的にも減少する傾向を示しているが、それでも一九七一年の段階で小作農場の五割以上は分益小作地しか保有しない分益小作農場であり、定額小作農場のウェイトは小さいものである。

- (43) この一九六三年農地改革法は七一年の改訂を経て、マルコス大統領による七二年の戒厳令布告直後に出された大統領法令第二七号によって制定され、現在進行中の農地改革へと移行していく。これらフィリピンの農地改革に関しては滝川「7」が詳しい。現行の農地改革は小作農に直接耕地の所有権を移転しようというもので、現在中部ルソン地域をはじめとして各地で実施に移されているが、この村ではまだ実施されていない。

- (44) 第12表の定額小作には地代を支払っていないケースが含まれている。これは後で説明される質受又小作によるものである。無地代は定額地代と考えている訳であるが、勿論これは極めて便宜的なものである。

- (45) うち一戸は相続時に、他の兄弟が相続した耕地若干を彼らから購入している。

- (46) この耕地所有権取得は、それまでこの農家が耕作していた一・三ヘクタールの定額小作地の地主がその耕地を別の地主に売った際、新地主がその耕地を取り上げるに当たって、一・三ヘクタールの耕作権の代償として、その一部〇・四ヘクタールの所有権を小作に与えた、という特異なケースである。その際この小作農は新しい地主に対して、一・三ヘクタールの耕作権価値評価額と〇・四ヘクタールの所有権価値評価額との差額を支払っている。なお、後出第24表参照のこと。
- (47) 水稻収量水準の引き続く向上は、新しく分益小作地から転換された小作地の小作料率をも、既に転換時の二五%から二%へと低下させている。

- (48) 梅原「9」、一六七～一七〇頁、梅原「10」、二七六～二八一頁、高橋「4」、七九～八二頁、等。

- (49) 多くの農家が多額の負債を抱えていることは現在も同様であるが、貸手の中に占める地主の比重は皆無に近く、農業機械、肥料購入等の生産面の信用は主として農業銀行 (Rural Bank) 等の金融機関によって代替され、消費面での金融は親類縁者、親しい友人等によって代替されている。

- (50) 中に例外的に水利費のみ地主・小作折半で、あるいは地主が全額負担しているケースが、それぞれ二件ずつ存在するだけである。

(51) 一〇九世帯について、一九六〇年代前半以前に三件の地主による一方的小作地取り上げのケースが報告されている。

(52) 耕作権の移動に関しては後出第23表および第24表参照のこと。

(53) カティワラあるいはエンカルガドとは地主に農場の管理を委託され、経営および小作料取り立てを監督する農場管理人 (overseer or farm manager) である。この村でも一九六六年には、全小作農家の五割はカティワラによって管理されていた (梅原〔9〕、一六七～一六八頁)。このカティワラによる小作農の管理は、経営の意思決定が地主・小作にまたがっており、また分益対象となる収穫量を確定することが地主にとって重要である分益小作の場合には大きな意味を持つ。現在でも一〇戸の農家にカティワラが介在しているが、うち九戸は定額小作農であり、その場合のカティワラは名ばかりで、単なる小作料の受取人に過ぎず、実質的意味を失っている。

カティワラの報酬は普通仲介する小作料の五～一〇%であるが、ここであげられたカティワラは普通の場合と異なり、小作農を持たず、カティワラ自身が労働者を雇用して経営を行い、全収穫物の二〇%を報酬として得ている。従ってここでは彼自身を小作農として扱った。

(54) 梅原〔9〕、一六三～一六四頁。

(55) 新たに定額小作制へ移行した農家のうち一戸だけは分益制の方がよかったと報告している。理由は、不作の場合には地主に渡すべき小作料が少なくてすみ、費用も分担してもらえらるから、というものであった。逆に定額小作制の方をよしとする者の多くが挙げた理由は、自己の取分が増加すること、意思決定を自分で出来るから、というものである。

(56) 耕作権の質入Ⅱ質受は具体的には雨期、乾期をそれぞれ一シーズンとする一定の期間について行われるが、期間の長さは一シーズンから数年にわたるものまで区々である。質入れであるから当然質流れになるケースも出てくる。質または質入れの行為はタガログ語でサンラ (sangla) と呼ばれ、質が取り戻される場合をサンラン・ババリック (sanglang babalik) と呼び、質流れの場合のサンラン・ペルデ (sanglang perde) と対語になっている。この村でも過去に一件耕作権のサンラン・ペルデがあり、質受又小作者が小作となったケースが報告されている。

(57) 耕作権の質入れという行為はバクト・デ・レトロベンタ (pacto de retroventa) と呼ばれる土地所有権の質入れと形式的には類似している。このバクト・デ・レトロベンタは一九世紀以降の大不在地主形成に当たって、その土地集積の主要な手段の一つであったといわれる。商人や高利貸しによるこの方法を通しての土地集積は、比較的開発の歴史が古いパン

パンガ州等マニラ湾周辺の諸州やラグナ湖沿岸地域に多く見られたという（梅原「12」、一二頁）。耕作権の質入れは、例外的なものを除いて、農地改革以降小作農の耕作権確立に伴って出現してきたものと考えられ、この村だけでなく、この地域の農村に普遍的に見られるものである。またパンガ州では、かつてのパクト・デ・レトロペンタによる土地集積に替わって、耕作権の質受け、質流れを通して商人・高利貸しへの耕作権の集中が起こっているという。

ただ、この地域の耕作権の質入れがパクト・デ・レトロペンタと異なるところは、担保となった水田の耕作は債権者、即ち金を貸した側が行い、また貸金について貨幣的な利子を伴っていないという点である。債権者≡耕作権の質受者にとつては、その耕地から得られる水稲作収入が利子であると観念されている。債務者≡耕作権の質入者は、現実には又小作農家から又小作料を取らない場合でも、借金に対する利子分を擬制的又小作料として収取していることになる訳である。

(58) 注(20)および注(33)参照。

(59) 一二戸の正確な内訳は、耕作農家一〇戸、不耕作農家一戸、農業労働者一戸である。不耕作農家はこれまでに繰り返し説明された未亡人世帯であり、保有している定額小作地を全部分益制で孫に又小作をさせている。農業労働者世帯の一戸は保有している定額小作地〇・五ヘクタールの耕作権を全部村外の農家へ質入れているものである。前者の不耕作地主の場合、その所得の源泉は小作料および又小作料で、農業労働に雇用されることはないのに対し、後者の場合、明示的な所得源泉は農業賃金収入のみであるので、第2表以下一貫して農業労働者世帯として分類されている。

(60) 他に一件、調査時点以前に解消されたものであるが、又々小作の例が報告されている。これは村の定額小作農がその小作地の一部一ヘクタールを、バタングス州から出作りしている農家に質入れし、質受けしたその又小作がさらにその一部〇・三ヘクタールを、この村の農業労働者に分益制で又々小作をさせていたものである。この又々小作は一九七五年から七六年にかけての乾期作一シーズンのみで、又小作による耕地取り上げによって解消され、現在その耕地は又小作によって耕作されている。

(四) 農地保有制度重層化の要因

前節での実態的観察から明らかになったように、この村の農地保有制度における過去二〇年間の変化として最も

注目すべき事実は、又小作の発生、増加という形で地主・小作関係の重層化が進展してきていることである。ここで、このような農地保有制度の変化を惹起した要因が如何なるものであるかについて、検討を加えておこう。

これまでに明らかにされた事実でまず第一に注目すべきことは、村の人口が一九六〇年代以降急速に増加していることである。村内の水田化可能な未墾地は一九五〇年代末までに開発され尽くし、耕地フロンティアは消滅している。限られた耕地に対する急激な人口増加は、直接土地への人口圧力の高まりとして結果せざるを得ない。このことは、一方において農家経営規模の減少として、他方において農業労働者層の急増として観察された。また農家層と農業労働者層間の移動が時を追って激化してきた。これらの事実は総て、人口圧力の増大が耕地の相対的希少性を高め、村民間の耕地獲得競争が強まってきていることを示唆している。⁽⁶⁾

第二に注目すべき点は、村の水稲作が過去二〇年間に大きく変容してきたことである。一九五〇年代末の灌漑施設の完備・水田の二期作化、一九六〇年代後半以降の種子・肥料技術の普及は、土地生産性をそれ以前の在来的静態的水準から大きく飛躍させた。

以上二点は共に、生産要素としての土地の価値＝機能的分配分としての経済的地代の騰貴を示唆している。人口圧力の増大が農業技術上の変化と相俟って、村内の水田耕地の経済的地代を、過去二〇年間、大きく増大させてきたと予想される訳である。

他方、この二〇年間は、徐々にではあるが農地改革が進行してきた過程でもあった。この村でも、その一環として、一九六〇年代後半以降多くの分益小作農が定額小作農へと転換された。

一定水準で固定された現物定額小作料は、契約によって決定される他の多くの価格と同様、いったん固定された

第20表 水稻作要素分配の推定（1976年雨期作）

	プロット 数	面積	水 稻 収 量	要 素 分 配						
				経常財	土 地			労働	資本 ¹⁾	経営者 剰 余
					地主 シェア	中間 地主 シェア	計			
		ha	 カバン/ha							
定額小作地	23	45.8	64.2 (100.0)	14.6 (22.7)	12.6 (19.6)	0 (0)	12.6 (19.6)	20.4 (31.8)	7.5 (11.7)	9.1 (14.2)
分益小作地	15	22.2	61.1 (100.0)	15.5 (25.4)	15.5 (25.4)	0 (0)	15.5 (25.4)	18.9 (30.9)	6.4 (10.5)	4.8 (7.9)
又 小 作 地	8	6.1	76.6 (100)	17.8 (23.2)	11.2 (14.6)	17.8 ²⁾ (23.2)	29.0 (37.9)	22.4 (29.2)	7.7 (10.1)	-0.3 (-0.4)

注 1. () 内は、収量を100とする構成比。

2. 1) 水利費、トラクター、カラバオ、脱穀機の支払いおよび帰属費用。
- 2) 質受又小作地については、1作当たり40%の利率（村内利率分布のモード）を用いて帰属計算。

水準に固着的になり易い性格を持っている。社会的な関係の中で、経済的諸変数の急激な変化に直ちに対応出来ず、調整に遅れを持ち易い訳である。それに加えて、不十分とはいえ農地改革の存在は、地主の定額小作料引き上げに対する圧力として作用するであろう。かかる社会的環境下において、経済的地代の上昇は、定額小作料の同率の引き上げを伴わない可能性が強い。第14表で見たように、定額小作料の増加率は常に水稻収量の増加率に及ばず、結果として継続的な小作料率の低下となって現われていた。

小作農から地主に対して現実に支払われる地代が、急速に増大する経済的地代に速やかに調整されず、遅れを持つとすれば、そこに生じた乖離は、経済的剰余として小作農の混合所得に実現することになる。あるいは、定額小作農はこの乖離を、自己の小作地を又小作に出すことを通して、又小作地代として、より端的に收取することも出来る。又小作の出現およびその増大という、この村における農地保有制度重層化の背後に存在し、それを誘発した要因は、経済的地代と現実支払地代の乖離としての経済的剰余の増大であると仮説化出来る⁽⁶²⁾。

第21表 帰属計算に用いられた標準賃金率，
賃料・料金，利子率，米価¹⁾

賃金率	
耕起・整地	13.00 ペソ/人日
田植え	8.40 〃
肥料・農薬散布	10.00 〃
除草	8.00 〃
収穫・脱穀	11.00 〃
籾運搬	5.00 〃
水管理	5.00 〃
水路・あぜ清掃	10.50 〃
水路・あぜ補修	11.50 〃
苗代準備	5.00 〃
賃料・料金	
小型トラクター	65.00ペソ/トラクター日
カラバオ	15.00ペソ/カラバオ日
動力脱穀機	1 ガンタ ²⁾ /カバン
ブローワー	0.5ガンタ/カバン
水利費	2 カバン/雨期作
利子率	80%/年
米価(農家受取・籾米)	45ペソ/カバン

注. 1) 調査世帯回答の平均あるいはモード値をとった。

2) 1 カバン=25ガンタ。

右の仮説の一つの検証として、農地保有形態別に、水稻生産の要素分配の推計を試みた。一九七六年雨期作について行われた推計結果が第20表にまとめられている。⁽⁶³⁾ 推計に当たり、家族労働投入、自家所有トラクターの用役等の不払い要素投入については、その市場価格によって評価している。これら帰属計算に用いられた市場価格は第21表に示されている通りである。

分益小作地の土地分配分は、個々のプロットの収穫物および費用の分益・分担方式に従って求められている。結果として得られた土地の分配率は約二五%であり、農地改革による定額小作料設定に際して用いられる小作料率とほぼ一致している。

しかし、ここで最も興味があるのは定額小作地と又小作地の要素分配である。いうまでもなく、あらゆる市場が完全競争的であれば、産出量は投入要素に余すところなく分配し尽くされなければならない。しかるに、定額小作地には、絶対値でも比率でも、最も大きい剰余が経営者に

残されている。それと対照的に、又小作地については経営者剰余が全く残されていない。土地の分配率は又小作地について最も大きく、それは、定額小作地あるいは分益小作地における土地分配率と経営者剰余の分配率を加えたものにほぼ等しい水準にある。

これらの事実は、経済的地代のかんりの部分が、経営者剰余として定額小作農によって収取されていること、中間地主化している定額小作農の場合には、それが中間地代Ⅱ又小作地代として明示的に収取されているということを示唆している。⁽⁶⁴⁾

要素分配率による分析をさらに確証するためには生産関数を計測する必要がある。ここでは次のような、単純なコブ・ダグラス型の生産関数の計測を試みた。

$$\log Y_i = \alpha_0 + \alpha_1 \log L_i + \alpha_2 \log N_i + \alpha_3 \log K_i + \alpha_4 \log C_i + \alpha_5 D_j + U_i$$

ここで、Y：水稻穀米収量(カバン)

D₁：又小作ダミー，又小作=1，その他=0

L：土地(ヘクタール)

D₂：小作形態ダミー，分益小作=1，その他=0

N：労働(人日)

D₃：規模ダミー，2ha 以上=1，その他=0

K：固定資本用役(ペン)

U：攪乱項

C：経常財(ペン)

計測には要素分配率の推計に用いられたものと同じのデータが用いられている。ただし、生産関数計測のサンプル・ベースは農家である。最小自乗法による計測結果は第22表にまとめられている。

第22表 コブ・ダグラス型生産関数の推定（1976年雨期作）

回 帰 式 番 号 サ ン プ ル 数	(1) 33	(2) 33	(3) 33	(4) 33
土 地	0.343 (0.203)	0.343 (0.207)	0.333 (0.206)	0.352 (0.215)
労 働	0.299 (0.200)	0.299 (0.204)	0.300 (0.203)	0.292 (0.210)
資 本	0.135 (0.099)	0.135 (0.101)	0.130 (0.101)	0.139 (0.104)
經常財	0.240 (0.094)	0.241 (0.096)	0.248 (0.096)	0.242 (0.096)
又小作ダミー		-0.005 (0.147)		
小作形態ダミー			-0.058 (0.099)	
規模ダミー				-0.019 (0.129)
投入要素係数和	1.018 (0.055)	1.017 (0.061)	1.011 (0.057)	1.024 (0.072)
決定係数 R^2	0.931	0.928	0.929	0.928
標準偏差 $S.E.$	0.248	0.253	0.291	0.253
常 数 項	1.019	1.038	0.994	1.041

注. () 内は係数標準誤差.

生産弾力性の推定値は総て正の符号を持ち、期待値と一致している。これらの推定値は、經常財の生産弾力性を除いて、慣行的有意水準で統計的に有意ではないが、少なくとも、係数標準誤差を絶対値で上回っている。それに反して、三つのダミー変数の推定値は、その標準誤差を大きく下回り、生産要素の投入水準の差異を考慮すれば、耕地の保有条件、規模の差は産出量に影響しない、という結果を示している。⁽⁶³⁾ また、慣行的投入要素の係数和は一と有意差無く、一次同次性が満たされている。

しかし、ここで重要なことは、第22表における各生産要素の生産弾力性推定値と第20表の要素分配率の比較である。市場均衡の仮定のもとでは、生産弾力性の値は、生産要素の機能的分配率に一致しなければならない。定額および分益小作地の土地分配率を除けば、各生産要素の

生産弾力性推定値と要素分配率とは良く近似しており、それぞれの要素市場における均衡条件の成立を示唆している。

特に、土地の生産弾力性の推定値は、又小作地の土地分配率とほぼ一致する水準にあることが注目される。この事実は、又小作農は、又小作地代も含めて、土地の限界生産力に等しい地代を支払っている、ということを示唆するものである。これに対し、定額小作農にとっては、現実支払い地代は土地の限界生産力以下に押えられており、そこに生じている乖離は、経営者剰余という形で獲得する、あるいはそれと代替的に、自らを中間地主に転化することを通して、又小作地代として収取する、対象として存在することになる訳である。⁽⁶⁶⁾

(注61) もとより、人口増加はこの村だけでなくフィリピン全体として進行している。この一般的な人口増加は、米を中心とする食糧農産物需要の増大を意味し、その価格騰貴への強い圧力として作用する。そしてかかる価格騰貴は、耕境をより限界的な土地へ拡大する刺激となるであろう。こうしたインパクトは農産物市場を通して、外側から村へと伝達されてくる。

(62)

同様の考え方は既に高橋氏によって指摘されている(高橋「6」、一四頁、一八―一九頁)。

(63)

要素分配の計測は、それぞれの保有形態下にあるプロットごとに行われている。要素分配および分配率の推計は正常な生産構造を反映したものであることが望ましい。そのため推計に当たって、次の三つの基準によってサンプルをスクリーニングした。①一九七六年雨期の水稲収量が、七四―七六年雨期作の平均と比較し、二〇%の変動幅を越えるものを除外する、②ただし右の基準で除外されるもののうち、ヘクタール当たり産出量および各生産要素投入量の水準が、総て、それぞれの標本平均値の回りにとった標準偏差の二倍の範囲内の、同じ側に落ちるサンプルは保持する、③ヘクタール当たり産出量水準、各生産要素投入水準のどれかが、標本平均の回り標準偏差の三倍の変動域を越えるものは除外する。

①および②の基準は、病虫害、圃場の冠水等の自然的災害が及ぼす攪乱的影響を除去するために設けられた。また③の基準は、この様な異常な観測値は、面接調査に当たっての記録ミス、あるいは農家の記憶違い等に起因している可能性が大であるため、それを排除するために設けられた。結果として要素分配の推計に用いられたサンプルは、三三農家によって耕作されている四六のプロットから成る。

(64) ここで、経営者剰余には、経営者による管理的労働に対する評価が市場賃金率では十分になされていないとすれば、それに対する報酬が、また、固定資本用役の評価から落されている除草器、鎌等の小農具に対する報酬が、残差として混入している。しかし、それらによって説明するには、第20表の小作地に対する経営者剰余は余りにも大きい。

(65) アダム・スミス以来、分益小作制は定額小作制に対して経済的効率において劣る、ということが多くの経済学者によって説かれてきた(このような考え方の承譜については、Johnson〔26〕に簡潔な整理がある)。しかし、これを具体的なデータで検証したものは乏しく、最近に至って、理論的にもこの伝統的な考え方は再検討を受けることになった(例えば Cheng〔17〕、Suinen〔33〕等)。ここでの生産関数の計測結果も、小作形態によって生産性に差がない、という結果を示しており、伝統的見解に対する一つの反証となっている。

(66) ここでの結論は、雨期作に関する分析からのみ導かれたものであることに留意しておかねばならない。要素分配率も生産関数も共に雨期作についてのみ計測されている。これは、データの利用可能性に制約されているためで、本来は乾期作をも含めて分析されねばならない。ただし、この村では乾期作は雨期作よりも生産性が高く、土地の機能的分配率も乾期作の方がより高いことが予想される。もしそうだとすると、それは、ここでの結論を、よりドラスティックな形で確認することになる訳である。

(五) 耕地の移動

前節の要素分配率および生産関数による分析により、人口圧力の増大に伴って高まる経済的地代と一定水準に固着的な現実支払地代の間の不均衡が、農地保有制度重層化という制度的変化を誘発した要因であることが明らかにされた。小作農は、不均衡の結果生じた経済的剰余を、自ら耕作し混合所得の一部として実現することも出来るし、又小作に出して中間地代として収取することも出来る。かかる不均衡の増大を背景として、又小作は過去二〇年間に大きく増加してきた。

小作農にとって、この経済的剰余は、さらに、耕作権を他人に売ることによっても実現し得る。即ち、経済的剰

第23表 年代別耕地獲得事由

	～1949年		1950～59年		1960～69年		1970～76年		計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
地主による小作地貸与	12 (46)		6 (38)		16 (39)		4 (12)		38 (33)	
親族からの相続	10 (38)		10 (62)		5 (12)		7 (21)		32 (28)	
耕作権有償移動	- (-)		- (-)		12 (29)		8 (24)		20 (17)	
小作による又小作地貸与	1 (4)		- (-)		6 (15)		7 (21)		14 (12)	
耕作権の質受	- (-)		- (-)		1 (2)		5 (15)		6 (5)	
土地所有権の有償移動	3 (12)		- (-)		1 (2)		2 (6)		6 (5)	
計	26 (100)		16 (100)		41 (100)		33 (100)		116 (100)	

注. 1人の地主から小作している耕地でも2度以上に分けて貸与されている場合、その都度計上している。また、他の農家に小作、又小作、又々小作させている耕地も含んでいる。

余の年々のフローを現在価値に資本還元した価格で耕作権を売り、剰余を先取りすることも出来る訳である。既に述べたように、村の小作農にとつて、耕作権という概念は明確に確立しており、その売買も常識化している。この節では、耕作権の売買を含めて、村における耕地移動の趨勢を見ておこう。

第23表は、現在村の農家が保有している水田について、それを如何なる経緯で獲得したかを年代別にまとめたものである。一九五〇年代以前において獲得された耕地は、例外的なものを除いて、総て、地主から直接貸与されたか、親ないし親族から相続したものである。⁽⁶⁷⁾ところが、人口増加が加速化した一九六〇年代から七〇年代にかけて、耕作権の購入、小作農からの又小作・質受け、⁽⁶⁸⁾というそれまで見られなかった新しい耕地獲得事由が歩調を合わせて出現し、急激に増加した結果、先の二つの伝統的獲得事由を圧倒するに至っている。

耕作権売買の増加と又小作の増加は、既に説明されたように、共通の要因によって生じていると考えられる。小作農にとって両者の現実的相違は、耕作権を売る場合には地主の同意を必要とするが、又小作の場合はこれを必要としない、ということである。⁽⁶⁹⁾いづれにしても、耕作権売買による耕

地獲得が、又小作・質受けによる耕地獲得と歩調を合わせて出現した事実は、経済的地代と支払地代の大きな乖離が、この時期に生じたことを物語っている。村内の農家に耕作権という概念が確立してきたという事態の背後には、かかる経済的変化の裏付けが存在していたと考えてよいであろう。

村内の耕地の取引は、村民の間だけでなく、村外に住む地主間、小作農間にも起こり得る。第24表は、調査の過程で得られたすべての土地所有権売買、耕作権売買、質入れについてのデータを、その価格とともに整理したものである。

第23表における動向と同様、耕作権の有償移動および質入れの件数は、人口増加の加速化と対応して一九六〇年代後半から増加する傾向を示している。一層興味深い事実は、耕作権の価格が、一九六〇年代後半以降上昇する傾向にあることである。このような耕作権価格の趨勢的騰貴は、経済的地代と支払地代間の乖離としての経済的剰余が、人口圧力の高まりに伴って増大してきているという事実を示唆している。⁽⁷⁰⁾

それと対照的に、土地所有権の価格は、一九六〇年代後半までは騰貴する傾向にあったが、それ以降停滞ないし若干低下する傾向にあるように見える。⁽⁷¹⁾ 少なくとも、土地所有権の取引件数はここ数年、はっきりした停滞傾向を示している。一九六〇年代の後半は、村において農地改革が実施され始めた時期であり、地主にとって耕作権に対する補償なしには小作農を排除することが相対的に困難となった時期であった。かかる事態は、土地所有権取得からの期待収益を下げずにはおかないであろう。土地所有権価格の低下傾向は、かかる変化を反映しているように思われる。⁽⁷²⁾

しかし、土地所有権あるいは耕作権の価格は、耕地の質に依存して大きく変わり得る。第24表のデータは、特に

第24表 土地所有権・耕作権の有償移動、耕作権の質入：件数、面積、ヘクタール当たり取引価額

	土地所有権の有償移動				耕作権の有償移動				耕作権の質入			
	移動 件数	移 動 面 積 ha	ヘクタール 当たり 取引価額 ペソ	左 米価指数で デフレート ペソ	移動 件数	移 動 面 積 ha	ヘクタール 当たり 取引価額 ペソ	左 米価指数で デフレート ペソ	移動 件数	移 動 面 積 ha	ヘクタール 当たり 取引価額 ペソ	左 米価指数で デフレート ペソ
1959年												
1960					1	1.0	150	822	1	0.5	3,000	15,789
1962	1	3.0	6,333	28,786	1	2.4	125	658	1	0.5		
1963	1	1.3	7,692	28,489	1	2.0	1,500	5,556	1	0.5	300	1,111
1964	1	3.5	5,429	16,975					1	0.5	300	938
1965					1	3.0	433	1,443				
1966	1	1.0	11,000	36,667								
1967					1	1.5	467	1,557				
1968	1	1.5	18,000	60,000	3	3.9	611	1,852				
1969	1	0.8	14,667	40,742	3	2.5	980	2,722				
1970	1	2.0	9,500	27,143	4	6.4	2,100	5,714	1	0.5	6,000	17,143
1971	1	2.5	10,000	23,256								
1972	2	1.4	12,143	21,684	4	5.0	1,300	2,321				
1973	1	3.0	15,000	17,857	2	3.5	3,086	3,674				
1974					2	3.1	4,113	4,284	6	3.0	5,233	5,451
1975	1	0.4	15,600	15,600	4	5.1	4,068	4,068	1	0.3	8,000	8,000
1976					1	1.2	6,667	6,667	3	0.9	3,889	3,889
1977					6	8.0	7,562	7,562	3	1.4	2,963	2,963
計	12	20.4			34	48.6			17	7.6		

注. 米価指数は、南タガログ地域のもの、1975年=100 (Anden and Palacpac [13], Table 12). ただし、1976、77年は村内平均米価で外挿している.

土地所有権の価格は、報告された件数も少なく、土地の異質性からくる価格差を平均化し得ていない可能性がある点に留意しておく必要がある。

(7) 地主から貸与されたものの中には、カテイワラによって貸与されたものを含む。また、所有権の有償移動による耕地獲得については注(45)を参照されたい。

(68) 第23表では質受けによるものを、他の又小作とは別にして示している。

(69) 耕作権の取引は必ずしも小作農間のみに限定されるものではない。第23表における耕作権の有償移動によるもの計二〇件のうち、六件は、地主が従来の小作農を排除し新しい小作農に置き換えるために耕作権に対する支払いを行ったものである。

(70) 耕作権質入れのデータは一貫した傾向を示していない。これは、耕作権を担保にして貸借される金額が、質受者が質入者に地代を支払うか否か、また支払う場合には如何なる形態で支払うか等の契約条件によって大きく左右されるためと考えられる。

(71) 土地所有権の価格は、取引される耕地が自作地であるか小作地であるか、小作地の場合、その小作形態が分益制であるか定額制であるかによって大きく変わってくる。第24表のデータは、一九七三年以降の二件が定額小作地であり、これらを除いて他は総て分益小作地についてのものである。従って、表の土地所有権の価格は、耕地の上に小作人が付いている価格である。新しい土地所有者が、経済的地代の総てを獲得しようと欲する場合は、これにさらに耕作権の価格を上積みしなければならない。

(72) 従来、投資機会に乏しいフィリピンにおいては、都市ないし都市的地域に住む中産階級にとって、農地に対する投資は一つの魅力的な投資機会と考えられてきた(例えば、梅原〔11〕)。しかし、農地改革の進捗と共に、彼らの関心は土地投資から耕作権に対する投資に移ってきているように思われる。例えば、国際稲研究所やフィリピン大学農学部で働いているフィリピン人職員の中で、現に耕作権を購入した者、また、これから購入しようとして近隣の農村で有利な情報を収集している者がかなりの数にのぼる。

四 農村労働雇用制度の変化

第二章で見たように、この村における注目すべき変化の一つは、農業労働者世帯の急増ということであった。人口の急速な増大が、多くの土地なし労働者層を村内に堆積させてきたわけである。村内は勿論、村外における非農業的雇用機会が極めて限られたものであるから、増大した土地なし労働者層は、農業労働者として、村内の水稲作に主要な雇用機会を求めざるを得ない。副業的なあひる飼養、零細な漁業等からの収入が農業労働者世帯の所得に占める比重は小さく、その主要な源泉は水稲作からの賃金収入であることも既に見た（前出第7表）。

こうした環境にあって、農地保有制度の変化を誘発した、人口圧力の急増、農業技術上の変化、という要因は、村内の伝統的労働雇用制度にも大きな影響を与えざるを得ない。

本章では、水稲作農村における最も重要な雇用機会である収穫・脱穀作業についての労働雇用制度を中心に、その変化の態様と要因を明らかにしていきたい。

(一) 村の労働雇用制度——ガマ制度の普及——

まず、村の農業Ⅱ水稲作の労働雇用の実態から見ていこう。村の農家が一九七六年雨期作に、どれだけの労働投入をなしたかを、家族、交換、雇用労働別に見たものが第25表である。ヘクトール当たり総計一〇五人日の労働が投下されているが、そのうち約三割が家族労働力によって担われ、残りの七割の労働は雇用労働力によって遂行されている。

一般に、フィリピンの水稻作は雇用労働力への依存度が高いという特徴を持つが、この村も例外ではない。⁽⁷³⁾ 雇用労働への依存度が高い農作業は、耕起・整地、田植え、除草、収穫・脱穀の諸作業である。特に、田植えと収穫・脱穀は、フィリピンの水稻作農村においては雇用労働力に依存するのが慣行となっている作業で、この村の場合も、それらの作業の九割以上が雇用労働力によるものである。⁽⁷⁴⁾

逆に家族労働の比重が高いものは、肥料・農薬散布、苗代準備、灌漑管理等の諸作業で、それ程大きな労働投入量を必要とせず、また、管理的な色彩の強い作業に片寄っている。交換労働は、苗代準備、耕起・整地作業で目立つ程度で、殆ど無視しうるものではない。⁽⁷⁵⁾

このように、苗代準備作業を除いて、あらゆる農作業で、雇用労働は無視し得ない役割を果たしているが、その具体的な雇用形態は農作業によってことなる（第26表）。耕起・整地作業は、この村では既述のように、主として小型トラクターによるが、これは、トラクターを所有している農家の場合は普通家族労働力（経営主）とウパハン（upahan）と呼ばれる日雇い賃金労働者によって遂行される。しかし全農家の五割強はトラクターを持っておらず、これらの農家は、オペレーター付きの賃耕に依存する。この場合はパキヤウ（pakyaw）と呼ばれる請負によること⁽⁷⁶⁾が多い。ただ、この請負関係は農家とトラクター所有者間であって、オペレーターとしてトラクター所有者に雇われる農業労働者はウパハンである。

田植え作業はウパハン労働力によってなされるが、この場合のウパハンは、カビシリヤ（kabisilya）と呼ばれるボスに率いられたグループであり、農家からすると、カビシリヤとの間のパキヤウということになる。⁽⁷⁷⁾ 肥料・農薬散布、あぜ・水路補修等の作業に雇われる労働力は、農家が直接雇用するウパハンである。

第25表 農作業別、家族・交換・雇用労働（ヘクタール当たり）投下日数
（水稻，1976年雨期作）

	人 日 ¹⁾	%		人 日	%
1. 耕起・整地			5. 収穫・脱穀		
家族	4.1	38	家族	3.7	10
交換	0.9	9	交換	—	—
雇用	5.8	53	雇用	34.1(27.4) ²⁾	90(73)
計	10.8	100	計	37.8	100
2. 田植え			6. 苗代準備		
家族	0.2	2	家族	0.9	62
交換	0.1	1	交換	0.5	37
雇用	8.4	97	雇用	0.0	1
計	8.7	100	計	1.4	100
3. 肥料・農薬散布			7. 灌漑管理・維持		
家族	4.4	76	家族	6.5	74
交換	0.1	2	交換	0.2	3
雇用	1.3	22	雇用	2.0	23
計	5.8	100	計	8.7	100
4. 除草			8. 総 計		
家族	8.8	28	家族	28.6	27
交換	0.2	1	交換	2.0	2
雇用	22.5(16.3) ²⁾	71(52)	雇用	74.1(43.7)	71(42)
計	31.5	100	計	104.7	100

注. 1) 1人日＝8時間。

2) () 内の数値は「ガマ」制度による雇用労働。

六〇

収穫・脱穀作業は、これらの作業に特有なガマ (gama)、あるいはフヌサン (hunusan) と呼ばれる雇用労働力によって行われる。フヌサンとは、収穫・脱穀作業に雇用され、その賃金として収穫物の一定割合を現物賃金⁷⁸⁾に収穫者シエアとして受け取る労働力を指し、フィリピンの水田地帯に古くから見られる伝統的な雇用形態である⁷⁸⁾。伝統的な収穫者シエアは六分の一であった。⁷⁹⁾

ガマ労働力はこのフヌサン労働力と似ているが、収穫・脱穀作業だけでなく、除草作業まで含めて、収穫量の六分の一を現物賃金として受け取るものである⁸⁰⁾。即ち、除

第26表 水稻作農作業別主要労働力形態

農 作 業 項 目	労 働 力 形 態
1. 耕起・整地	自家労働, 「ウパハン」, 「ベキヤウ」
2. 田植え	「ウパハン」(カビシリヤ・グループによる)
3. 肥料・農薬散布	自家労働, 「ウパハン」
4. 除草	自家労働, 「ウパハン」, 「ガマ」
5. 収穫・脱穀	「ガマ」, 「フヌサン」
6. 苗代準備	自家労働, 交換労働
7. 灌漑管理維持	
1) 水管理	自家労働
2) 水路・あぜ補全・補修	自家労働, 「ウパハン」

草作業を無料でやった労働者に、除草した耕地について水稻を収穫・脱穀する権利を与え、収穫物の六分の一を、除草、収穫・脱穀作業全体に対する現物賃金として支払う、というシステムである。⁽⁸¹⁾ 一九七六年雨期作の収穫・脱穀作業の雇用労働のうち、八割はこのガマ・システムによるものである⁽⁸²⁾ (前出第25表)。

除草作業は、主としてこのガマ労働力によって行われ、それで足りない追加的な部分は、ウパハンあるいは家族労働によっている。一九七六年雨期作では、除草作業の雇用労働のうち、ガマ労働力によるものが七割を越えている。

除草および収穫・脱穀作業は共に多くの労働投入を必要とする作業で、両者で全労働投入の約七割を占める。⁽⁸³⁾ その八割以上が雇用労働によるものであり、さらにその雇用労働の八割がガマ労働力によって担われていることになるわけである。

この関係を、雇用される農業労働者の側から見たものが第27表である。一九七六年雨期作において、農業労働者一世帯当たり平均で、八一人日雇用されている。そのうち五五人日、約七割は除草および収穫・脱穀作業に雇われて働いたものである。稼得賃金で見れば、全農業雇用賃金収入の実

第 27 表 農業労働者 1 世帯当たり平均¹⁾ 農作業別被雇用日数および稼得賃金
(1976年雨期作)

	被雇用労働日数		稼 得 賃 金 ²⁾	
	人日	%	ペソ	%
1. 耕起・整地	8.4	(10)	79.4	(9)
2. 田植え	12.3	(15)	86.3	(10)
3. 除草				
「ウパハン」	2.2	(3)	16.2	(2)
「ガ マ」	19.0	(24)	-	(-)
計	21.2	(27)	16.2	(2)
4. 収穫・脱穀				
「ウパハン」	0.9	(1)	11.8	(1)
「フヌサン」	0.5	(1)	12.2	(1)
「ガ マ」	32.8	(40)	611.2	(72)
計	34.2	(42)	635.2	(74)
5. その他	4.9	(6)	38.2	(5)
総 計	81.0	(100)	855.3	(100)

注. 1) 水稻作に雇用された農業労働者世帯50戸の平均。

2) 現物賃金(粃)は1カバン=45ペソで変換。なお、この賃金は食事(ミリエンダ)を含まない。

に七割以上が収穫・脱穀作業への雇用、特に、除草作業に無償労働を提供することによって収穫作業への参加権を得るガマ・システム下での雇用によって得られている。農業労働者にとって、収穫作業へ参加することは、他の作業とは比較にならない、重要な意味を持っているわけである。⁽⁸⁴⁾

一九七六年雨期作で、村の農家五四戸のうち四五戸はガマ・システムを採用している(第28表)。うち四〇戸は、収穫・脱穀作業の総てをガマ労働者に依存している。残り五戸はガマ・システムとフヌサン・システムを併用している。これらの農家は、たまたま除草時に、十分な数のガマ労働者を見い出すことが出来なかったものである。また、家族労働のみによるものはきわめて零細な農家である。フヌサン・システムのみを採用している農家が二戸あるが、これらはどちらも、村民の集落があるココナツ林の中ではなく、それから離れて、水田の中に孤立して

第28表 収穫・脱穀雇用労働形態別農家数・面積（1976年雨期作）

	農 家 数		面 積	
	戸	%	ha	%
「ガマ」のみ	40	(74)	79.8	(78)
「ガマ」+「フヌサン」	5	(9)	14.2	(14)
「フヌサン」のみ	2	(4)	6.5	(6)
家族労働のみ	7	(13)	1.9	(2)
計	54	(100)	102.4	(100)

第29表 「ガマ」制度の普及

	雇 用 農 家 側			被雇用労働者側		
	「ガマ」利 用農家数 (1)	農家総数 (2)	(1) (2)	「ガマ」参 加世帯数 (3)	農業労働 者総数 (4)	(3) (4)
1959年	-			1		
1960	1			1		
1962	2			5		
1964	6			11		
1966	14	46	0.30	21	20	1.05
1968	15			23		
1970	24			26		
1972	33			40		
1974	43	54	0.80	52	40	1.30
1976	45	54	0.83	66	54	1.22

いる農家である。このような例外的なものを除いて、ほぼ総ての農家が、伝統的なフヌサン制度を新しいガマ制度に代替している。

第29表は、このガマ制度が何時頃から普及し、伝統的なフヌサン制度に代替してきたかを見たものである。ガマ制度が、この村に出現したのは一九六〇年前後であり、急速に普及するに至ったのは六〇年代後半から七〇年代にかけてである。第一の時期は、灌漑工事の完成による水田の二期作化が可能になった時期であり、第二のそれは、村内の人口増加が加速化された時期、同時に種子・肥料技術が普及した時期でもあった。

なお第29表で、ガマ労働者として雇

第30表 「ガマ」制度：利用農家数、面積、契約数
(雇用した農家側データ)

	1976年雨期作	1966年
(1) 「ガマ」制度利用農家数(戸)	45	14
(2) 「ガマ」契約下の水田面積(ha)	90.3	26.2
(3) 「ガマ」契約数	413	113
1 農家当たり契約数 (3)/(1)	9.2	8.1
ヘクタール当たり契約数 (3)/(2)	4.6	4.3
1 契約当たり水田面積 (2)/(3) (ha)	0.2	0.2
(4) 413 契約の内訳		
1) 農家世帯「ガマ」労働者との契約	71	
農業労働者世帯「ガマ」労働者との契約	342	
2) 村内居住世帯「ガマ」労働者との契約	323	
村外居住世帯「ガマ」労働者との契約	90	

六四
 われる世帯の数が農業労働者世帯の数を上回っているが、これは、小さな農家の家族員がガマ労働者として、他の農家の除草・収穫作業に参加するからである。

ガマ契約は具体的には農家とガマ労働者の間で、水田一枚一枚を最小単位として行われる。契約を請け負う労働者側の単位は、家族員をそのメンバーとするグループである。第30表はこのガマ契約の内容を農家側のデータから見たものである。四五戸の農家の九〇・三ヘクタールがガマ制度によって除草・収穫されたが、それは四一三件にのぼる契約を通して行われた。ガマ制度は一九六〇年代後半から七〇年代にかけて急速に普及した訳であるが、一農家当たりのガマ契約数、契約一件当たりの面積等、ガマ制度自体の内容については一九六六年と七六年で大きな変化は見られない。

このガマ契約の内容は、ガマ労働者として雇われた側のデータによっても確認される(第31表)。一九七六年雨期作で、一六戸の農家世帯を含めて、六六戸がガマ労働者として雇用されており、ガマ労働者一世帯当たり平均で、約〇・二ヘクタール単位の契約を五・六件、計一ヘクタール強の面積について収穫権を得ている。一九六

第31表 「ガマ」制度：被雇用世帯数、契約数、面積
(雇われる側のデータ)

	1976年雨期作	1966年
(1) 「ガマ」労働者として雇用された世帯数	66	21
農家世帯	16	6
農業労働者世帯	50	15
(2) 「ガマ」契約数	365	106
(3) 「ガマ」契約下の水田枚数	782	174
(4) 「ガマ」契約下の推定水田面積 ¹⁾ (ha)	70.4	15.7
被雇用世帯当たり契約数 (2)/(1)	5.5	5.0
被雇用世帯当たり契約水田枚数(3)/(1)	11.8	8.3
被雇用世帯当たり契約水田面積(4)/(1)(ha)	1.1	0.7
1契約当たり水田面積 (4)/(2)(ha)	0.2	0.2

注. 1) 水田1枚の面積0.09ha(村内平均)として推定。

六年との比較では、ガマ制度の普及に伴い、一世帯当たりで除草・収穫を請け負う面積は増大したが、一契約当たりの面積には大きな変化はなかった。

この村のガマ契約の一つの特徴は、契約が継続的で安定性が高い、ということである。いったんある農業労働者がある農家の特定の水田についてガマ契約を結び、無料で除草を行い、その見返りとして収穫権を確立すると、その耕地は、特別のことが無い限り、次のシーズンもその労働者にまかせられるという形で契約が固定化していく。古くからガマ制度を採用してきた農家の場合、同じ耕地について、同じガマ労働者との関係が、一〇年以上にもわたって継続してきている。これはガマ労働者側のデータからみても同じことがいえる。⁽⁸⁵⁾

ガマ契約が固定化、長期化する一つの理由は、契約の煩雑さの解消にある。水田枚数の少ない小規模農家の場合には、水田をガマ労働者に割り当てる手間も知れたものであるが、経営規模が少し大きくなると水田の枚数が多くなり、多くのガマ労働者をその都度割り当てることは容易なことではない。基本的には労働力は豊富では

あるが、しかし農繁期のピーク時には、農家にとって、適切な時機に必要なだけの労働力を確保する上でのリスクが無い訳ではない。この面で、ガマ契約の固定化・長期化は、農家にとって安定的に労働力を確保することにつながる訳である。この、契約の安定化ということは、農業労働者側にとっても、雇用機会の安定という意味で、望ましいことであろう。

もう一つガマ制度について注目されることは、ガマ労働者がウパハンを雇用することがあることである。雇用労働者がさらに労働者を雇用するわけである。いったんガマ労働者として除草をした田は、自ら収穫する権利があるわけであるが、数多くの耕地を請け負うと、収穫・脱穀時がそれらの耕地について重なる場合が出てくる。その場合、自分が収穫ないし脱穀出来ないところに日雇い労働者を雇い、自分の権利としての六分の一の収穫者シェアの中からその賃金を支払うわけである。この様な、ガマ労働者によって雇用された労働者による労働投入は、ガマ制度下での全労働投入の五%を占めている。

注(73) フィリピンの水稲作における雇用労働力への依存度の高さは普遍的に見られる事実で、同じく普遍的なものであった分益小作制度との関連で、一つの合理的な社会慣行とみなされる(高橋[4]、一一二～一二四頁、Hayami *et al.* [24], Chapter 7)。しかし、その依存率は地域、時代によって必ずしも一様ではなく、二〇%前後の水準から九〇%という高い水準まで、大きな広がりを持っている。その差異は、一般的にいつて、農業の生産性と正の相関を持っているようである(例えば Price and Barber [31])。この村の七〇%という雇用労働依存率は平均的にいつて高い方であるが、それはこの地域の生産性の高さを反映している。また、雇用労働への依存度は農家の経営規模によっても左右される(梅原[12]、六八頁)。この村でも小規模な農家は大家族労働の比重が高まる傾向がある。しかし、これは労働可能家族員数等個々の農家の条件によっても左右され、例外も多い。

(74) 水稲作農村における田植え、稲刈・脱穀作業の雇用労働力への依存慣行については高橋[5]、八二～八三頁、一一〇頁。

(75) スヌアン(suayan)あるいはバヤニハン(bayanhan)と呼ばれる交換労働は、わが国の結い、手間替え、に類似したものであるが、この村では、その役割は時と共に低下してきたようである(梅原〔9〕、一八三―一八七頁)。現在では、この交換労働は、親類関係を軸にしてわずかに残っているだけである。

(76) この請負は、オペレーターの労賃込みの賃耕料を、面積単位で決めるものと、日数単位で決めるものとの二種類がある。この村では、日数単位によるものが多い。

(77) 農家がカビシリヤ(中年の女性の場合が多い)に自分の田の田植えを頼むと、カビシリヤは自分のグループを率いてそれを実行する。カビシリヤは労働者を監督するだけで自らは田植えに参加しないのが普通で、集めた労働者一人当たり二〇ないし五〇セントボ(一〇〇セントボ＝一ペソ)の手数料を得る。

(78) フヌサン(hunusan)とはフヌス(hunus＝収穫者シェア)を取る者、ウパハン(upahan)とはウパ(upa＝日雇い賃金)を受け取る者、という意味である。

(79) この村では、脱穀作業はハンパスン(hanpasan)という竹製の簡単な卓状のものに稲束を手で叩きつけて行う。この脱穀作業は収穫作業と一体になっており、さらに籾の風選、カバン袋への袋詰め、その袋の農家庭先までの運搬を含めて、収穫労働者によって遂行され、伝統的な六分の一の収穫者シェアは、これら総ての労働に対して支払われる現物賃金である。収穫者シェアが脱穀作業への労働に対する代価も含むという観念は深く根を張っている。この村ではまだわずかしかなかったが、この地域一帯に動力脱穀機の普及が始まっている。これも小型トラクターの場合と同様レンタルによるものが多いが、その賃料は籾で、収穫者シェアの中から支払われるのが普通である。即ち動力脱穀機に対する支払いは、収穫に参加した農業労働者の負担になるわけである。

(80) ガマ(gama)という語はガマス(gamas＝除草する)という言葉からきている。このガマ労働力は梅原氏がイウイ(iwi)労働力として挙げておられるものと同じものである(梅原〔9〕、一八四頁)。

(81) ガマ・システムはこの村だけでなく、ラグナ州一円に広く普及している(Barker and Cordova [15])。また近時これと類似したシステムがバンバンガ州、イロイロ州等に出現している。バンバンガ州のものはアトガ(atorga)システムと呼ばれ、収穫労働参加権がブンラ法という水苗代の苗抜き・苗束ね労働とセットになっている(Bautista [16])。イロイロ州のものは、ガマ・システムとまったく同じで、フリーの除草労働が収穫労働とセットになっており、サゴッド(sagod)フィリピン農村における制度的変化

システムと呼ばれてゐる (Ledema [30])。さらに、フィリピンより人口圧力が一層高いと考えられるインドネシアの水田地帯では、kedokan システムと呼ばれるガマ・システムと類似のシステムが存在し、既に三〇年以上の歴史を持つてゐるという (Collier *et al.* [81], pp. 174-175)。

(82) 既述のように収穫・脱穀作業は雇用労働力によってなされるのが慣行である。この村でも、よほど零細な農家を除いて、経営主が収穫作業に参加することはない。経営主以外の家族員が自家の水田の一部を収穫することはあるが、その場合彼らは他の労働者と同列の資格で除草作業から参加し、ガマ労働者としての資格で収穫者シェアを受け取る。ただし第25表では、家族員が自家の水田の除草、収穫を行った場合、それがガマ労働者としてなされていても、家族労働として分類してある。

(83) この両作業とも、特に除草作業は、種子・肥料技術の普及と共に労働投入必要量が増大した作業項目である。逆に在来の水稲作と較べて労働投入量が減つたのは耕起・整地作業で、これは畜力がトラクターによって代替されたためである。新技術普及以前の労働投入については、例えば Guino and Meyers [20], Brker and Cordova [15]。新技術の普及以前と以後とで、ヘクタール当たり総労働投入量は五〇八割増加したと考えられる。

(84) 第二章第9表で見たように、手押除草機の多くは農業労働者によって所有されていた。農業労働者にとってそれを持つことは、ガマ労働者として無償の除草作業に雇われ、その耕地の収穫権を確保する上でプラスに作用するためであると考えられる。

(85) 従つてこの関係は、あたかも農家がガマ労働者に、除草および収穫・脱穀作業についてだけ部分的に又小作させているような形になっている。

(二) ガマ制度普及の要因

前節で観察したように、ガマ制度は、一九六〇年前後に出現し、急激な人口圧力の増大と種子・肥料技術の発展が同時に起こつた六〇年代の後半から七〇年代にかけて、従来のフヌサン制度を駆逐して、急速に普及した。

伝統的なフヌサン制度において長い間慣行として定着してきた収穫物の六分の一という収穫者シェアに現物賃金

は、一九五〇年代以前の静態的な水稻作において達成された長期的均衡水準として、収穫・脱穀労働の限界生産力と見合うものであったであろう。しかしそれ以後、一方で灌漑および新技術の発展は土地生産性を大きく上昇させ、他方で急激な人口増加の結果、農業労働者数は急増し、村内の労働供給は急速に増大してきた。こうした変化は、従来の六分の一という収穫者シェアを労働の限界生産力から乖離させ、過大にする方向で作用してきたと考えられる。このような状況下で、農家は、フヌサン労働力を日雇賃金によるウパハン労働力に代替することによってこの乖離を埋め、それによって所得の向上を図ることが出来る。あるいはその乖離は、六分の一という収穫者シェアを七分の一、あるいは八分の一へと切り下げることにしても埋め得るであろう。

しかし、フヌサン制度、あるいは六分の一という収穫者シェアのように、長い間一つの社会に根付いてきた制度、慣行をドラスティックに変更することの社会的コストは決して安いものではないであろう。⁽⁸⁶⁾ また、この地域では、収穫・脱穀作業は田植え以上にタイミングが重要な作業であり、個々の農家にとっては、必要な時に十分な日雇労働力を確保する上で、全くリスクが伴わない訳ではない。⁽⁸⁷⁾

ガマ制度は、種子・肥料技術の普及に伴って労働投入必要量が増大した除草作業への不払い労働投入を、収穫・脱穀労働に追加することによって収穫者シェアと労働の限界生産力との間に生じた不均衡を回復しようとするものである。この場合には、収穫物の六分の一という伝統的な収穫者シェアは変更されることなくそのまま残されることになり、制度的変化に伴う摩擦は相対的に小さなものとなるであろう。また、ガマ制度は、農家にとっては、集約的な除草、収穫・脱穀作業について労働力を安定的に確保することを可能にさせ、農業労働者にとっては、最も重要な雇用機会である収穫作業への参加権を保証し、雇用の安定化をもたらすものである。

第32表 「ガマ」労働者収穫者シェア帰属価値と
「ガマ」労働帰属費用の比較

	雇用農家側データによる	被雇用労働者側データによる
「ガマ」労働者労働投入日数		
除草 (人日/ha)	20.9	18.3
収穫・脱穀 (人日/ha)	33.6	33.6
「ガマ」労働の帰属費用 ¹⁾		
除草 (ペソ/ha)	167.2	146.4
収穫・脱穀 (ペソ/ha)	369.6	369.6
(1) 計 (ペソ/ha)	536.8	516.0
「ガマ」労働者収穫者シェア		
現物賃金 ²⁾ (カバン/ha)	11.2	12.2
(2) 同上帰属価値 ³⁾ (ペソ/ha)	504.0	549.0
(3)=(2)-(1)	-32.8	33.0
(3)/(2)	- 0.065	0.060

注. 1) 市場賃金率で帰属 (日雇賃金：除草=8.0ペソ, 収穫・脱穀=11.0ペソ).

2) 収穫物の $\frac{1}{6}$.

3) 市場価格 (1カバン=45ペソ) で帰属.

七〇

以上のことから、ガマ制度の普及という労働雇用制度の変化をもたらした経済的要因は、技術進歩による土地生産性の増大および人口圧力増大の結果、フナサン制度における収穫の六分の一という現物賃金が、その労働の限界生産力を上回って上昇し、両者の間に乖離が生じたことにある、と仮説化することが出来る。

この仮説の一つのテストとして、現物賃金としての収穫者シェアの価値と、ガマ労働の価値とを、それぞれ市場価格、市場賃金率によって帰属評価し、比較した⁽⁸⁸⁾(第32表)。

ここでもデータは農家側からと農業労働者側の相方から得られるが、いずれの場合も、除草作業への不払い労働投入を含めると、ガマ労働投入の価値は、収穫物の六分の一という現物賃金の価値と大きな乖離を持っていない。もし、市場賃金率がその労働の限界生産力を示しているとすれば、ガマ労働者への収穫者シェアは、その労働の限界生産力とほぼ均衡していること

になる。収穫・脱穀作業のみの労働投入の帰属価値と、収穫者シエアの帰属価値の大きな乖離は、フヌサン制度における労働の限界生産力と賃金との間に大きな不均衡が生じていることを示唆しているが、この不均衡は、ガマ制度の導入によって解消されているわけである。

注(86)

この村ではないが近隣の農家で収穫者シエアを切り下げた者がいるが、切り下げを農業労働者に伝えて以降、しばしば夜間に圃場の稲が引き抜かれたという。このことは、収穫者シエアの切り下げという制度的変化の社会的摩擦が決して小さくないことを物語っている。この村においても若いやり手の農業経営者の中にはガマ制度の六分の一という収穫者シエアに不満を持ち、収穫労働を日雇労働力に代替したいという希望を持っている者がいるが、そうした動きは、村全体として考えた場合ガマ制度が望ましい、とはっきりと意識している、村長をはじめとする村の指導者層(この中には農家だけでなく農業労働者も含まれる)によって押えられている。

(87)

収穫・脱穀作業は雨との関係でタイミングが重要となる。収穫・脱穀時に雨にあうと、籾のロスが多くなり、価格にも大きく影響する。

(88)

既述のように、ガマ労働者がウバハンを雇用する例が多く、そのため収穫・脱穀作業にも市場賃金率が成立している。

五 結 語

以上、村の制度的変化の態様と、その変化をもたらした要因を、農地保有制度と労働雇用制度について明らかにしてきた。

農地保有制度の変化は、又小作の出現、地主・小作関係の重層化として進行してきた。かかる重層化をもたらした要因は、人口圧力の増大により高まった経済的地代と現実支払地代との間に生じた乖離にあることが確認された。この乖離は耕作権の売買を増加させてきた要因でもあった。

人口の急増、農業の技術進歩という農地保有制度の変化を惹起した基本的な要因は、村の労働雇用制度においても、伝統的なフヌサン制度における六分の一という收穫者シェアを收穫・脱穀労働の限界生産力から乖離させ、上回らせていく作用を持ち、新しいガマ制度によるフヌサン制度の急速な代替を招いた。不払い除草労働を收穫・脱穀労働へ追加するというガマ制度の特徴は、收穫量の六分の一という收穫者シェア⁸⁹⁾現物賃金と労働の限界生産力との間に生じた乖離を埋めるものであった。

いずれのケースにおいても、その制度的変化は、要素賦存状態の変化、あるいは技術の変化という基本的な与件変化が生み出した経済的不均衡によって誘発されており、また、その変化は、この不均衡を解消する方向に起こった。即ち、要素賦存量あるいは生産技術上の変化により、経済変数間に成立していた従来の均衡が崩され、それに対して何らかの社会的要因により、新たな均衡のスムーズな成立が阻害されて不均衡状態が生ずると、その不均衡状態を包み込む制度が、それを解消する方向へ、変化を誘発される訳である。農地保有制度、労働雇用制度に関する分析は、どちらもこの誘発的制度的変化の理論に適合的なものであった。⁽⁸⁹⁾

しかし、ここで分析された要因は、どちらのケースにあっても、制度的変化の必要条件のみを明らかにするものである点に留意しなければならない。経済的不均衡を解消する制度的変化の方向は必ずしも単一ではなく、多様であり得る。例えば、收穫者シェアと労働の限界生産力の乖離は、不払い除草労働を收穫労働に追加するガマ制度の導入によって埋められるだけでなく、六分の一という伝統的收穫者シェアを切り下げることによって、また、フヌサン労働力をウバハン労働力によって置き換えることによって、埋めることが出来る。⁽⁹⁰⁾

そうした幾つかの可能性の中で、一つの社会によるある特定の制度的変化の選択は、その制度的変化によって生

ずる社会的費用を最小化する方向でなされるであろう。制度的変化の社会的費用は、それに関わるリスク、取引費用等に依存しており、それらはまた、村落構造の社会的・歴史的差異等によって規定されていると考えられる。

さらに多くの事例研究の蓄積を通じて、これら諸要因間の関係を明らかにし、必要条件のみならず、制度的変化の十分条件をも理論的に明らかにしていくことは、今後の課題として残されている。

注(89) 誘発的制度化変化の理論については、Davis and North [6], Hayami and Ruttan [2], pp. 59-61 等参照。

(90) これらの方向での変化はどちらも、この村が位置する水田地帯の中の他の村で現実に観察される。また、この村でも、村の農家ではなく、町のポブラシオンで大きな雑貨屋を経営しつつ入作している農家であるが、その経営地の一部に、収穫した一カバンについて五ペソの賃金を支払うという一種の請負制で、ガマ制度を代替する試みが存在する。ただし、この農家は、一九七六年雨期作、七七年乾期作の二シーズンについてこの制度を採用しただけで、七七年雨期作では、農業労働者の希望により再びガマ制度に逆戻りしている。

今後一層人口圧力が高まっていく過程で農村労働雇用制度がどのような形に変化していくかを考える上で興味深い事例は、インドネシアの水田地帯において既に先行している。そこでは、フマサン制度に類似した伝統的な bayon システムが新しい tebasan システム(村外の商人等による一種の青田買い)によって代替され始めており、伝統的な bayon システムが残っている地域でも、その収穫者シェアは一〇分の一ないし一五分の一まで切り下げられているという(村井[2])。また先に触れたガマ制度に類似した kedakan システムにあつては、収穫権は、フリーの田植え労働、除草労働、さらには耕起・整地作業に対する労働まで含めたセットになっているという(Collier *et al.* [8], p. 174)。

【引用文献】

[1] 金田忠吉「熱帯の稲の品種」(農林省熱帯農業研究センター、国際協力事業団共編『熱帯アジアの稲作』、農林統計協会、一九七五年、三〇四七頁)。

[2] 村井吉敬「インドネシアにおけるビマス計画と農業労働」(『アジア経済』第一八巻第六・七号、一九七七年、二九〇五頁) フィリピン農村における制度的変化

○頁。

- [3] 長田明夫「稲の生理」(農林省熱帯農業研究センター、国際協力事業団共編『熱帯アジアの稲作』、農林統計協会、一九七五年、四八～七四頁)。
- [4] 高橋彰『中部ルソンの米作農村——カトリナン村の社会経済構造——』(研究参考資料第八五集、アジア経済研究所、一九六五年)。
- [5] 高橋彰「バリオルカトリナン——フィリピンの米作農村——」(大野盛雄編著『アジアの農村』、東大出版会、一九六九年、三九～一五頁)。
- [6] 高橋彰「フィリピン農村の構造変化と賃労働者層」(『アジア経済』第一八巻第六七号、一九七七年、四～二八頁)。
- [7] 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』(アジア経済研究所、一九七六年)。
- [8] 田中明『熱帯稲作生態論』(養賢堂、一九七一年)。
- [9] 梅原弘光「フィリピンの米作農村」(滝川勉、斎藤仁共編『アジアの土地制度と農村社会構造Ⅱ』、研究参考資料第二二八集、アジア経済研究所、一九六七年、一四一～二〇五頁)。
- [10] 梅原弘光「フィリピン米作農村の社会経済構造——中部ルソンにおけるハシエンダ・バリオの事例調査——」(滝川勉、斎藤仁共編『アジアの土地制度と農村社会構造』、アジア経済研究所、一九六八年、二四三～三一八頁)。
- [11] 梅原弘光「フィリピン農業発展における地主の役割(I)、(II)」(『アジア経済』第一二巻第四号、一九七〇年、一一～一七頁、および第一二巻第二号、一九七一年、六六～七四頁)。
- [12] 梅原弘光「中部ルソンのハシエンダ・バリオ——ヌエバ・エシハ州サン・アンドレス村の事例研究——(I)、(II)」(『アジア経済』第一三巻第九号、一九七二年、九～二八頁、および第一三巻第一号、一九七二年、六三～八四頁)。
- [13] Anden, T. L. and A. C. Palacpac, *Data Series on Rice Statistics: Philippines*, Los Baños and Quezon In-

ternational Rice Research Institute and Philippine Council for Agriculture and Resources Research, Dec. 1976.

- [24] Anderson, J.N., "Land and Society in a Pangasinan Community", in S.C. Espiritu and C.L. Hunt ed., *Social Foundations of Community Development, Readings on the Philippines*, Manila, R.M. Garcia Publishing House, 1964, pp. 171-192.

- [25] Barker, R. and V.G. Cordova, "The Effect of Modern Technology on Labor Utilization in Rice Production", Y. Hayami ed., *Economic Consequences of New Rice Technology*, Los Baños, International Rice Research Institute, 1978 (forthcoming).

- [26] Bautista, G., "Socio-Economic Conditions of the Landless Rice Workers in the Philippines: The Landless of Barrio Sta. Lucia as a Case in Point", S. Hirashima ed., *Hired Labor in Rural Asia*, Tokyo, Institute of Developing Economies, 1977, pp. 106-125.

- [27] Cheung, S.N.S., *The Theory of Share Tenancy*, Chicago and London, University of Chicago Press, 1969.

- [28] Collier, W.L., Soentoro, G. Wiradi and Makali, "Agricultural Technology and Institutional Changes in Java", *Food Research Institute Studies*, Vol. 13, No. 2, 1974, pp. 169-194.

- [29] Davis, L. and D. North, "Institutional Change and American Economic Growth: A First Step Towards a Theory of Institutional Innovation", *Journal of Economic History*, Vol. 30, March 1970, pp. 131-149.

- [30] Guino, R. and W.A. Meyers, *The Effect of New Rice Technology on Farm Employment and Mechanization*, Los Baños, Agricultural Economics Department, International Rice Research Institute, 1971 (mimeo).

- [31] Hayami, Y. and V.W. Ruttan, *Agricultural Development: An International Perspective*, Baltimore and

London, Johns Hopkins Press, 1971.

- [2] Hayami, Y. in association with L. Maligalig and N. Fortuna, *Socio-Economic Characteristics of a Rice Village in Southern Luzon: A Report of Benchmark Survey for "Anatomy of Peasant Economy"*, Los Baños, Agricultural Economics Department, International Rice Research Institute, 1975 (mimeo).

- [3] Hayami, Y., C. C. David, P. Flores and M. Kikuchi, "Agricultural Growth Against a Land Resource Constraint: The Philippine Experience", *Australian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 20, No. 3, Dec. 1976, pp. 144-159.

- [4] Hayami, Y. in association with M. Kikuchi, E. F. Bacani, L. M. Bambo and P. F. Moya, *Anatomy of Peasant Economy: A Rice Village in the Philippines*, Los Baños, International Rice Research Institute, 1978 (forthcoming).

- [5] International Rice Research Institute, *Annual Report 1972*, Los Baños, 1973.

- [6] Johnson, D. G., "Resource Allocation Under Share Contracts", *Journal of Political Economy*, Vol. 58, April 1950, pp. 111-123.

- [7] Kikuchi, M., L. M. Bambo and Y. Hayami, *Evolution of Land Tenure System in a Laguna Village*, Los Baños, Agricultural Economics Department, International Rice Research Institute, July 1977 (mimeo).

- [8] Kikuchi, M. and Y. Hayami, *Inducements to Institutional Innovations in an Agrarian Society*, Tokyo, International Development Center of Japan, Working Paper Series No. A-07, Dec. 1977 (mimeo).

- [9] Kikuchi, M. and Y. Hayami, *Agricultural Growth Against A Land Resource Constraint: A Comparative History of Japan, Taiwan, Korea and the Philippines*, paper presented to the Conference on "Japan's His-

- torical Development Experiences and Contemporary Developing Countries: Issues for Comparative Analysis", held at International Development Center of Japan, Tokyo, Feb. 13-17, 1978 (mimeo).
- [80] Ledesma, A. J., *Peasant Sub-classes under Agrarian Reform: Preliminary Findings in Two Barrios*, paper presented at the *Village-Study Workshop* held at the International Rice Research Institute, March 1978 (mimeo).
- [81] Price, E. and R. Barker, *A Preliminary Evaluation of the Time Distribution of Crop Labor as a Criteria for Design and Testing of New Rice-based Cropping Patterns*, paper presented for the "Symposium on Household Economics", May 27-28, 1977 held at the Regent of Manila, Los Baños, Agricultural Economics Department, International Rice Research Institute, May 1977 (mimeo).
- [82] Rivera, G. F. and R. T. McMillan, *An Economic and Social Survey of Households in Central Luzon*, Manila, USOM, 1954.
- [83] Sutinen, J. G., "The Rational Choice of Share Leasing and Implications for Efficiency", *American Journal of Agricultural Economics*, Vol. 57, No. 4, 1975, pp. 613-621.

(研究員)